

武部良明著

国語速記史大要（下）

日本速記協会

目 次 (下)

第六章 大正時代	一
第一節 同行縮字法の成長	一
第二節 單画派の新研究	四
第三節 邦文印字機の出現	八
第四節 速記教育の發展	一一
第五節 斜線派の研究	一四
第六節 日本速記協會	一七
第七節 略字法の研究	二一
第八節 書記運動と音韻	二五
第七章 昭和前期	二九
第一節 單画派の發展	二九
第二節 かな速記の研究	三三
第三節 折衷派の發展	三六
第四節 裁判速記と速記士法	四〇

第五節	機械速記の研究	四五
第六節	用字用語と速記態度	四七
第七節	椿田派の研究	五一
第八節	新形式の折衷派	五四
第九節	速記教育の充実	五八
第八章	最近の情勢	六三
第一節	速記の科学的研究	六三
第二節	新研究の諸方式	六五
第三節	速記関係の諸機械	六八
第四節	速記界の現状	七一

第六章 大正時代

第一節 同行縮字法の成長

大正元年、荒浪市平はその子清彦と共著になる「速記独修日本写言術」を出版した。

義塾が多年教授の実験に基づき編纂せる最堅実なる方式と信ずるもの、此著に依りて其一斑を知らるべし。

当時東京における主な速記教育機関としては、引続き荒浪市平の速記義塾及び佃興次郎の佃速記塾であり、それ／＼田鎖式を実用方面から修正増補したものを教えていたが、佃式は遂にまとまつた印刷物となるに至らなかつた。田鎖綱紀自身も前著「新式速記術」を修正増補し、大正二年「大日本早書学邦語速記術」なる書を出したが、この方は理論的にのみ大成され、実務者からはあまりよく言われなかつた。従つて前記荒浪の書は、当時の実用方式たる荒浪式を取扱つたという意味において、高く評価されるものである。荒浪式においては「動詞の諸変化に対する新案をも示し、略記符号に向つて多少の整理を加へ、最後に混成符号を設けて動詞と略記符号等を密接せしむる」など、略字関係において種々の実用案が編み出されている。しかしそこに示された「單符号の連接上に従来諸家の未だ企て及ばざりし縮字的方法」は、同行縮字法の成長として特に注目される書き方である。その(A)は同行縮字法の画線的改訂にすぎないが、問題は(B)の方の次のような書き方である。

ツク、クツの如き二音の連接する場合は、左の変用符号を用ゆ。但或場合に於てツとクを單用するも妨げず。

これによれば、「ツ」に縦の小線、「ク」に横の小線があてられている。この書き方はきわめてささいな問題かもしれないが、例文によれば「解釈」「大喝」など漢字音の表記に用いられており、同行縮字法の一部が特定音に固定する端緒となつたものである。

同行縮字法そのものは「ずり」を解決するために生れた書き方と考えられており、田鎖自身「縮字を用ゐる理由」として次のように説明している。

縮字は各同列の子韻字が二つ以上続く言葉を短縮して書くには必要な文字で、若し此の縮字を用ゐなかつたならば、綴字上甚だ見苦しく長くなるものである。（『大日本早書学邦語速記術』）

しかしすでに実務者の間ではこれに対する批判が行われていた。たとえば丹羽瀧男はこれが「行文上の不体裁を矯正する趣意から出来た」ことを述べた後、次のように評した。

大分精神作用を勞するのであるから、却て或る場合には運筆の澁滯を來すのである。（『実験速成応用速記法』）

ゆえに「學習者は斯う云ふ方法もあると云ふことを承知して居つて、普通の練習には用ひなすのが宜し」とまで注意した書き方である。

この点は、同行縮字法をもつて同画倍音を企てた熊崎式についても言えることである。熊崎は大正三年

「新式速記術独修」を著わしたが、同行縮字法につき次のように指摘した。

本来阿段縮字は縮綴法中その効用の比較的少なきもので、或る場合に於ては普通文字を二箇連續するよりも却て不便を感じる事が多い。

その他一般的にも「徒らに理論法則に拘泥せず」「縮字を便とするものは縮字を用ひ、普通記号を利なりと認むるものは普通記号を応用する」ように注意した。また熊崎は「阿段縮字の次にイと云ふ文字の来る場合は甚だ多い」とか「宇段縮字を結合せるものに於て就中最も多く用ひる語はカク・コク・タツ・ツツ・トツ等」であるというように、頻出する二音目について指摘した。これらの点が、熊崎式を解説した松崎平策著「最新熊崎式速記学講義」において、次の特例を生む根拠になつたと考えられる。

変格の縮字法……加行第三段に属する「ク」の縮字をサ・タ・ナ・ハ・マ・ヤ・ラ・シャ・チャ・ニヤ・ヒヤ・ミヤ・リヤの各音字に接続して「サク」「タク」「ナク」「ハク」「マク」「ヤク」「ラク」等と読ましむる方法

別格の縮字法……單画文字の次に母韻字「イ」又は「エ」の連續さるるものにして、最も多く活用せられ其綴り惡きものに限りて特定したる文字

ここにおいても同行縮字法は、特定音に固定する方向へと進んだのである。

松崎の書には熊崎自身で序を送り「其根幹大枝に至りては悉く予の創意を踏襲応用したるもの」として熊崎式速記術の名称を許した。しかし松崎の書はすでに明治四十五年全六冊の講義録として出されたもの

の合本であるから、熊崎が自著にこの書き方を入れなかつた点より見れば、これが「記憶し易く」を目標とする熊崎には「一二首肯し難き点」の一つであつたかもしれない。また同行縮字法という立場で理論的に整備するには、田鎖の示したように直母音符の他に拗母音符をもつくり、「子韻字に伴ふ所のものが同列の拗韻の子韻字なる時」にも使えるようにすることが考えられる。しかし実用に重きを置くとき、同行縮字法には特定音に固定させる方向への成長が考えられたのである。そうしてこの場合、いかなる音に固定させて二音文字をつくるかが、国語研究の課題になつたのである。

第二節 單画派の新研究

大正三年五月十日、大阪毎日新聞は中根正親による新速記方式の創案を報じた。

同人は目今日本に行はるる各様式の速記術を研究し尙ほ改良の余地ありと認め、西洋速記術の祖ビットマン式を日本風に応用することを案出し、実地に応用して好結果を得た。

これが後に「中根式速記法講解」としてプリントされた中根式である。

しかし中根式がビットマン式に基くとしても、その雛案態度は直訳の域を脱していた。中根は「速記研究」に「中根式速記法の創案まで」なる論説を寄せたが、ビットマン式に関し次のように説明している。ただ線に就ての觀念、或は線の連綴に就ての注意、或は線と線との省略の方式等が、多少参考になつたに過ぎなう。

すなわち中根は、ビットマン式における画線と音韻との結合を一応否定し、英語のうちに於いてその音が占めると同じような関係を日本語の音について見出し、画線論的にこれを解決しようとした。たとえば、ビットマン式においては頭に鉤をつけることによりその画線の表わす音に「L」または「R」の続く複音文字となる。中根は日本語においてこのような複音を長音または拗音に求め、鉤逆記のうち大鉤の場合をそれ／＼次のような関係とした。

ア列文字↓ヤ列文字 イ列文字↓ユー列文字 ウ列文字↓ウー列文字 エ列文字↓ヨー列文字
オ列文字↓オー列文字

ここに従来の方式とは全く別の拗音表示法を生むに至つたが、結果としてはよくビットマン的画線を生かすことになつた。

拙式の綴字体が最もビットマン式に近似するを得たるは些か余の誇とする所である。

中根式は全体としてこのような方針の基礎研究に基いたものである。

中根の基礎研究における第一の着眼は漢字音の構成であり、すでに前記大毎の紹介記事中にも次のように指摘されている。

漢字を音によりて大別すれば、「湖」「他」の如き一音のもの、及び「海」「突」の如き二音のものに大体区別することを得、而して二音のものの語尾は大体インツクキの五音より成れり。
ここから中根式の方式構成原理が生れる。

夫故、余は第一に一番の漢字を最も簡短にし、次ぎに漢字の二音のものを最簡にしなければならぬと決心した。「中根式速記法講解」

中根は一番の漢字を簡単に表わすために單画派をとつたが、その意味では同じような一音であるという見方から、従来は点画となつていた「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」「ワ」にも線画をあてた。また二音の漢字はそれに点画をつけた形にしようとし、ピットマン式の「L」「R」等の逆記にならつてそれ／＼次の点画を頭につけ、その画線の表わす音に各音が続く場合の二音文字とした。

イ——大田 ン——小田 ツ——小点または空間 ク——小鉤

キ——有尾大田または有尾大田 チ——有尾小田または有尾小田

單に漢字音の書き方という立場では、すでに明治二十年林壘臣の「一新發明速記大日本字」に「漢語綴字法」として現われている。

尾音符号とは漢語の語尾音はイウフンキクチツキの九音に定まりたるを、其の音の標字に基づける種々の横線をもて符号とせるものを謂ふ。

また單にインツク等に点画をあてることだけならば、すでに同行縮字法の固定その他においても見られた書き方である。しかし漢字音の書き方という立場を意識し、しかもこれを單画派の理想とする同画倍音に結びつけたのは中根の着想である。

中根は音読漢字の他に訓読漢字及び助詞の書き方が必要なことを指摘し、助詞に関しては線尾の点画を

もつてこれにあてようとした。この扱い方は「点画＋線画＋点画」の形をもつて「音読漢字＋助詞」となり、同画倍音をさらに進めることにもなつた。しかし訓に関しては簡単に片づかなかつた。

訓の場合には音数は大変多くなり、而も其が複雑千万で、訓の各音間に特種の聯脈を見出す事が出来ぬ。「中根式速記法講解」

そこで中根は、漢字が「或場合は訓で又或場合は音で用ひられて居る」ことに着眼し、「訓読みは音読で書いて翻譯の際は訓で読む」ことにしたのである。

例えば「甚」を「ハナハダ」と書かねばならぬ時には、音読みで「ジン」と書き、翻譯の節之を「ハナハダ」と読むのである。「中根式速記法講解」

中根は普通の音読と區別するため特に上段に書くこととした。單に音訓転記という立場ではすでに明治十九年、金山秀微、志田為三郎共著「新編大日本傍聽筆記法與便」に現われている。

爰に幸福といふ記号ありと仮定せよ。則ち此記号下部に一小点を附する時は幸ひと読む可き記号となる。是れ其の記号の称呼（読法）を異にすと雖も、意義の如何に至りては毫も異なることなし。

しかしこれは漢字音の取扱ひ方を解決した中根式において一層有効な書き方であり、前記「点画＋線画＋点画」の形は、さらに「訓読漢字＋助詞」とすることもできたのである。

中根式はピットマン式の直訳をさせたが、両者の基礎文字には次のような一致点がある。

一、〔カ〕＝〔K〕〔チ〕＝〔T〕〔ナ〕＝〔N〕〔ニ〕＝〔NG〕〔ヤ〕＝〔M〕

二、破裂音に直線をあて、他を曲線とする。

三、清音に淡線をあて、濁音を濃線とする。

その五十音図の構成について見ると、ア列文字とイ列文字との関係は異なるが、ガントレット式及び熊崎式との間に次のような類似点が見出せる。

ア列文字の倍化||オ列文字 イ列文字の倍化||エ列文字

しかし單面という立場では武田式の系統をひくものである。武田式は遂に後継者を持たなかつたが、中根は京都速記学校を興して中根式を教え、森卓明その他の後継者を得た。また大正四年弟の正世が後をつぎ、特に速記文字の全国的普及に努力したため、單面派もようやく勢力を得たわけである。

第三節 邦文印字機の出現

明治十七年、米国においてレミントン商会から実用に供し得るタイプライターが売り出されて以来、機械の改良と相まち、欧米においてはこれが次第に速記反訳用に用いられて来た。田鎖綱紀はすでに明治二十三年「速記彙報」に「タイプライターの構造」なる紹介文を掲げて各種の機械を解説し「米国に於ては近來此器械の利用極めて盛にして、速記術に供ふ所の必要なる器械」なることを付記している。もつとも、田鎖が原稿器なる名称で、また藤木顯道が懷中速印機なる名称で、それ／＼考案した独得の田鎖かなタイプは、遂に実用にならなかつた。これに反し、明治三十四年ニューヨークのエリオットハッチ商会より滬

信省に納入されたカナタイプは、欧文タイプの文字盤をカタカナにかえたものであり、その後大正六年、電報用字の頻度調査に基いて文字盤が改訂され、大正十一年より電信に使用された。しかし欧文タイプ系の機械では、数多い漢字を打つことが全く不可能と考えられたようである。

漢字のタイプライターが不可能であるならば、現行用字法を重んじてタイプの使用を断念するか、現行用字法を改訂し、漢字全廃、かな専用またはローマ字採用によつて道を開くより仕方がない。文字書記の能率を考える国字問題論者は、むしろ後者の道を選ぶことになつた。たとえば、横書き片かな専用を理想とし独得のカナ活字をつくつた山下芳太郎は、大正十二年一月渡米の際、アンダーウッド会社の設計部長スチックネーに協力を求めている。スチックネーはかねてからカナタイプとその字体について研究していたため、同社の機械による横書き片かなタイプライターを試作した。この機械は同年五月初めて日本に着いてカナモジカイの用いるところとなり、後に熟練者はその速度を利用し速記するようにもなつたものである。

しかし一方では、こういう行き方を遺憾とし、進んで邦文タイプライターの研究にあたつた人々もいる。その一人杉本京太は、活字活版の研究をしていた関係から、活字を平板に配列し、これを拾つて打つ機械を考案し、書字機と名づけた。たとい速度の点において欧文タイプライターに及ばないにしても、印字という面ではそれと同じ効果をねらつたのである。杉本は、大正四年、有志とはかつて日本書字機商会を興し、当時の技術者の一人富岡寛一の研究決定した文字盤により、その製造販売に乗り出した。

字庫の文字は、数千の現代商用文に使用する文字を摘出し、之れに公用文及び地名人名に表はれたる漢字を追加し、精密なる調査と実用的配列法により、各種の文書を遺憾なく印書し得らるる文字を網羅せり。(解説文)

この機械は、同年十月二日東京商業会議所において発表会を行うまでに成功し、実用に供し得る邦文タイプライターの最初となつたものである。

当時の製品は、文字盤の構成こそ若干異なるが、その原理構造において今日の日本タイプとほとんど同じものである。同年十一月「菅公会誌」の「邦文印字機と速記」なる論説には、「鉄製の框に二千二百〇八個の異活字を貯蔵せる字盤」があり、「一打の圧下」で「活字を押出し、活字の確把、インキ附着、活字の槌打、間隔の節送等、実に敏活且つ巧妙に印字される」と述べられている。

其の印字は実に鮮明であつた。先づ日本のタイプライターとしては此の上多きを望むことは出来まいかと思ふ位実に完全なものである。然らば之を我々の速記の反訳に結び付けて考へて見てどうであらうか。是れ最も我々の興味を以て迎へた所以である。

当時すでに、できれば速記の反訳に、欧米のようなタイプライターが用いたいと考える速記者もあり、衆議院速記課では試験用として二台これを手に入れたくらいである。

しかし結論は、どう考えても悲観的ならざるを得なかつたようである。第一に、予備活字を合せて「二千六百五十字程」の漢字では、「我々速記の反訳の上には迎へ間に合はない」と考えられた。第二に、「勿

論是も亦一種の技術であるから相当の練習を要する」としても、「二百時間の練習を以て一時間に二千余字を印字するに過ぎぬ」からであつた。

少くとも三千字以上四千字位は印字し得ることが保証し得られなければ、如何に斯の如き完全なものが出来ても、我々業務上から之を觀て、此の文明の新利器とは暫く没交渉たらざるを悲しむものである。

もちろん「字体の正確と鮮明と云ふ利益」は考えられ、邦文タイプライターはその方面の特徴を發揮して今日に及ぶ。しかし速記という立場では、当時「百八十円を投じて」までこの機械を利用することにはならず、速記者は結局「非文明的ながら矢張りペンを走らす方が早い」と考えたのである。

第四節 速記教育の發展

明治四十三年各二十人となつた両院速記技手は、大正二年さらに十八人に減らされた。これが前後を通じて最低の人員である。しかしこのような少数の技手では仕事は消化しきれないため、実際には雇及び臨時雇をもつてこれを補わざるを得なかつた。たとえば大正六年第四十議會における衆議院速記課の臨時雇速記者は、速記技手の人員よりも多く、二十三人に達した。この問題は、大正七年両院速記技手の定員が一躍各三十人に増加することによつて一応の解決を見たが、この際同時に両院事務局は各速記課内にそれぞれ速記者養成機関を設置し、その補充を企てた。いわゆる速記練習生制度がこれである。

一流速記者の養成機関としては、すでに佃、荒浪などの私塾があり、その他議會速記者が個人的に教えるものも少くなかったが、それらはおおむね夜間授業であり、修業期間も進度目標もまち／＼であつた。これに對し新たに設置された兩養成機関は、速記教育の立場で一応の体裁を備えたものである。

第一條 衆議院速記技術者ヲ養成スル目的ヲ以テ速記練習生ヲ置ク（「衆議院速記者養成規則」）

定員こそ少いが毎年新入生を入れ、その「習学期間は二箇年」学校式に午前九時より始まる晝間授業で「修業期間中一箇月十五日以内の手当を支給」することになつてゐた。しかも學歴及び年令に制限があり「中學卒業者又は之と同等の學力を有する者」のうち「滿十六歳以上滿二十五歳以下の男子」となつてゐた。貴族院側もほぼ同様の構成で、初代教官は衆議院側が新井田次郎、貴族院側が伊藤新太郎、各教官が自分の用いてゐる速記方式を教えることとし、大正七年五月それ／＼第一期の授業を始めたわけである。

速記者養成機関としては、兩院の他にもこれを始めたところがあつた。大正八年佃與次郎担当の警視庁における速記巡查の養成、翌九年生稻寅松担当の満鉄における速記生養成所、同年佐藤賢担当の大阪毎日における速記者養成所などがこれである。また邦文タイプライターの活用は欧米式にタイピストに速記を習わせる方向にも導かれ、星野省三郎は大正四年すでに鉄道院運輸局総務課で、六年には東武鐵道管理局庶務課で、それ／＼女子速記タイピストの養成にあたつてゐた。その後佃與次郎も古河合名、星製菓等において女子速記タイピストの養成を引受けた。ここに「速記専門の職業」の他に「主として往復文書の速記を爲し直ちに之をタイプするもの」が生れてゐる。今日の考え方によれば、前者はレポーターであり、

後者はステノグラフィである。このことは、かつて速記独習不可能論を主張し安易な速記教育を排斥した佃をして、次のように言わしめるに至つた。

要するに從來「半年や一年で速記が出来るものか」と排斥した主張は（一）の専門速記に關すること、即ち（二）に對しては六ヶ月以上一ケ年で十分資格を有せしむることが出来る。（「速記のprobability」）

速記者が邦文タイプライターで反訳することは非能率的として取上げられなかつたが、タイピストがその仕事に速記を用いることはきわめて有効だと考えられ、一部ではこれが実行されたのである。

これより先、大正四年第三十六議會に「議院法中改正法律案」として各議院に奏任官たる守衛長一人及び速記技士一人を置く案が上程されたが、衆議院を通過するにとどまり貴族院は審議未了となつてゐた。この趣旨そのものは大正八年五月から実現し、兩院の速記技手のうち各一人は奏任官たる速記士となり、貴族院側は伊藤新太郎、衆議院側は新井田次郎がこれに任ぜられたのである。このときは速記技手の定員が一人減り二十九人となつたが、その後大正十年には三十九人に増した。これが十二年にはさらに増員され、速記士二人、速記技手四十二人となり、翌十三年行政整理の結果速記士一人、速記技手二人を減ぜられるまで続いた。もつとも議事の量が会期ごとに増したため委員会の速記に二人一組制を続けることができず、やむを得ず一人制にしたこともあつたくらいである。そのため大正十五年には速記技手定員を一躍五十六人に増加したが、さらに大量の増員が期待されたのである。

両院の速記者養成機関は、大正九年予定通り第一期卒業生を出すとともに、その後も引続き毎年優秀な技術者を各速記課に送り込み、もつてその充員計画を可能ならしめて来た。またその卒業生の一部は民間各分野に進出して行つた。このことは一方に民間の速記者養成機関を大いに刺激し充実させることにもなる。そのため一部には、速記者の稀少価値がなくなるといふところから、種々の憂慮を生じたのである。之を大正九年に比するならば、僅々六、七年間に於て約五割以上の増を示すことになるのであつて：「我々互に最も考慮を要する点なりと言はねばならぬ。（森本徳蔵「憂慮すべき事象」）」もつとも、速記の需要には新たな分野として座談会速記が開拓され、優秀速記者の増加とともに速記界そのものはますます発展したようである。

第五節 斜線派の研究

大正八年六月二十六日、国民新聞は毛利高範による新方式の創案を報じた。引続き次の三著が出版され、ここに毛利式の基礎がつくり上げられた。

大正九年七月 毛利式日本速記法 大正十年八月 修訂毛利式日本速記法

大正十一年八月 毛利式日本速記術

毛利高範は、明治三十二年「日本短記法」を著わした後も、ドイツ系の速記方式いわゆる斜線派の研究を続けて来たのである。

毛利は、その基礎としたドイツ系速記方式につき、次のように述べている。

独逸派の開祖たるガールスベルグ式を簡單化したるファルマン式が簡便なりとの決論を得たるを以て、専ら此立場より研究すべく決意し、茲に羅馬字的速記術研究の第一歩を踏出せり。〔毛利式速記發達の概要〕

この際毛利式は「字形は全然独式」にするため、ファルマン式の画線体系をかえずに進もうとした。

字形として採り得る斜線に三種あつて、（イ）左方即ち前に曲げる者、（ロ）鋭く止まる者、（ハ）

右方即ち後に曲げる者、である……斜線の上端も亦三体にかはり、（ニ）前方より曲げる者、（ホ）

鋭く始める者、（ヘ）後方より曲げる者、である。〔毛利式日本速記法〕

また、ファルマン式が下行線に子音、上行線に母音をあて、それらの複合によつて音節を表わしている点も、そのまま受継ごうとした。

発声をあらはす文字に斜線を用ひ、其斜線と斜線との間を連絡する線を母韻に配つて、同じ方向に筆を運ぶのである。〔毛利式日本速記法〕

毛利式ではファルマン式の画線の特徴がそのまま生かされているわけである。

しかしこの場合、ファルマン式では父音符号をすべて淡線としているのに対し、毛利式では既存国語速記方式を参考に清音を淡線、濁音を濃線というようにした。そのため、前者は父音符号の濃淡と上行線の種類との複合によつて諸母音を表示しているのに対し、毛利式では父音符号の長短と上行線の種類との複

合によつて單母音アイウエオ及び二重母音アイの六種を表示した。また毛利式では各父音符号及び母音符号における画線の配当が「彼我言語の相違」により独得の立場から規定された。そのため個々の線とその表わす音については、グラハム式対田鎖式のような関係が見られない。これは、中根式の場合と同じく、直訳的翻譯態度を避けたためである。

毛利は既存国語速記方式を「幾何的」と名づけ、自己の方式を「文字的」と呼んだ。

幾何的の速記は入易くて得難く、文字的のは入難くて得易いといふのが定論であるが、何処が入難いかといふと、其字形が幾何的のよりも書きにくく見えるからである。併し覚込んでしまへば、幾何的のよりも早く書ける。「毛利式日本速記術」

簡単な線を用いるには、いろいろの形の線を探さなければならない。ピットマンはその線の体系を定規とコンパスとによつて正四から割出したが、線を簡単にするかわりに、書きやすい線を有効に用いることも考えられるため、ガーベルスベルゲルはその線の体系を日常の筆記体に求めた。これが毛利の言う「幾何的」及び「文字的」なる名称の生ずるゆえんである。日本語のための既存速記方式がいずれも前者の系統に属するのに対し、毛利式は後者の系統から生れた。このことは、国語速記方式發達史の立場において、毛利式を有意義ならしめるものである。

また毛利は、いわゆる略字に關し次のように批判していた。

日常最も多くつかはれる言語は、一音づつ書綴るの煩しさを避けるため、其言語に代用する略字を作

つて速力を増さうとするのは、従来速記術に見る所であるが、これを以て完全な方法とは言難いのである。「毛利式日本速記法」

毛利式においては「乱雑不規則」な「自分勝手な符牒」を避けるため、すべてが法則的に一貫するように組み立てられた。これが父音符号の位置によつて母音を示す略韻法、及び二音文字の組織的構成と考えられる略音法である。毛利はこの二法こそ「確とした規則の上に」立つ省略法であり「略字又は略符」にかわるものと考え、初めのうちは個々の高頻度語に対する規範的例示も行わなかつたくらいである。この考え方は、当時あまりに理想的にすぎるとの非難を免れなかつたが、毛利式においては、さらにこれを完備させるための研究が続けられたのである。

毛利は大正十一年東京淀橋柏木に速記研究所をつくり、翌十二年四月東京府の認可を得てこれを毛利式速記学校とした。しかし遺憾ながら、田鎖式における林、若林のような献身的受講生を得るに至らず、そのため毛利式は、当分の間、優秀速記者を送り出すことができなかつたようである。

第六節 日本速記協会

日本速記会が明治四十五年四月「日本速記会雜誌」第七号を最後に消えて以来、速記者の有力団体というものは存在しなかつた。やがて大正七年、衆議院の少壯速記者は集まつて中央速記会なるものを組織した。次に大正八年、貴族院の有志速記者は集まつて東京速記協会なるものを組織した。第三番目が大正九

年にできた日本速記協会である。その後、衆議院速記者養成所の出身者は大正十一年衆友会を、貴族院速記練習所の出身者は十三年キソレ会を組織したが、この二つは各卒業生の同窓会である。

中央速記会は大正十年まで機関誌「速記時報」を出していた。東京速記協会は大正九年会名を速記中央聯盟社とし、十一年さらに速記聯盟社と改称し翌十二年まで続いたが、別に機関誌は出さなかつた。日本速記協会は大正九年九月より機関誌「日本速記協会雑誌」を出し、十三年八月誌名を「日本之速記」とし、さらに昭和五年これを「日本の速記」と改めた。またキソレ会は大正十三年より「キソレ会報」を、衆友会は十五年より「衆友会報」を出し、このほか、衆議院速記課の衆速会が十四年より「衆速会報」を出した。これらのうち日本速記協会こそは、これまでに結成された最大最強の速記者団体となり、広く全国的に速記者を団結させるに至つたものである。

日本速記協会を結成に導いた動機は、速記料金協定の問題だとされている。大正三年世界大戦勃発以来、わが国の諸物価は著しく高騰したが、速記料はそれに並行しなかつた。

総てのものは三割乃至数倍の騰貴を示したにも拘らず、速記料は依然として旧来の一四五十銭乃至二四の域を距ること決して遠くないではないか。(永岡富吉「社会問題としての速記料値上げ運動と其

解決方法

これを解決するためには「先づ積極的方法として速記者の団体を作り、速記料の値上げを協定する」ことが考えられていた。この方向に向い積極的に動いたのが、速記中央聯盟社である。

速記中央聯盟社は、大正九年四月、東京在住の速記者に檄を飛ばして速記料金協定を促し、同月二十一日牛込神楽坂倶楽部に速記者大会を開いた。この大会は林茂淳を座長に、料金協定、協会設立の議を進め、詳細を九名の委員に託したが、これが全国の速記者を団結させるきつかけとなつたものである。

このうち料金問題の草案は「一時間に対し金拾圓」として同月二十九日の集會に提出され、これが次のように修正可決されている。

刻下に於ける速記料金は、普通演説速記に付き、一時間に対し金八圓以上とす。

また、府県会速記の報酬については、七月十一日に議題となつて同じく九名の委員に託され、九月二日に決議されている。

一、通常各府県会一會期速記者二人以上にて担当するを以て原則とす。

一、報酬額速記者一人に対し金六百圓以上。

一、臨時会の報酬は通常府県会の四分の一とす。

一、往復旅費は別に支給を受けること。

道府県会の速記は明治時代すでに一道三府三十五県に採用されたが、その後大正九年までに長崎、三重、岡山、島根、山口、鹿兒島の六県に採用され、残るは徳島及び青森の二県となつていた。これも大正十年及び十四年にそれ／＼同調し、ここにすべてが速記によつて會議録を作成するに至つたわけである。

次に協会の方は、五月十七日に開かれた設立準備會において規約が定められている。

第二條 本会ハ會員相互ノ親睦ヲ厚クシ地位ノ向上共同利益ノ保護増進ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三條 前條ノ目的ヲ達スル為左ノ事項ヲ行フ

技術ノ研究及奨励 料金ニ関スル協定 業務人事ノ紹介 雜誌ノ刊行 功績者ノ表彰
其ノ他必要ノ事項

役員としては任期一ヶ年の幹事のみを置くこととし、当日左の七名が選ばれた。

大河内發五郎 佃興次郎 松崎平策 林茂淳 佐藤長五郎 丹羽瀧男 鈴木庄平

これが同年七月十一日麹町大日本私立衛生会において発会式を挙げた日本速記協会である。

協会はその後速記者一般の「地位の向上、共同利益の保護増進」をはかつて来た。大正十年五月議會速記者待遇改善のことが議題となつたときは、これが友野茂三郎ほか十名の委員に付託され、翌十一年一月二十三日、牛込神樂坂俱樂部に開かれた臨時總會において次のように決議されている。

貴衆兩院速記者特別俸給の規定を設けられ、平均年額を金參千円とし、其支給の方法は技術の奨励及年功を加味せられたきこと。

続いて三月「速記者ノ養成及優遇ニ関スル建議案」が木下成太郎ほか一名提出の形で衆議院に上程、同月二十五日これが通過した。この問題に関しては、翌十二年二月貴衆兩院速記者優遇に関する経費が計上され、三月二十八日勅令第六十一号「貴族院及衆議院ノ議事速記ニ従事スル職員ニ特別手当ヲ給スルコトヲ得ルノ件」が出され、「速記技術奨励手当及勤勉手当」速記者一人平均年六百円が支給されることになつ

たのである。

大正十一年は速記術発表満四十年にあたるため、協会は記念事業として、速記術功勞者の表彰及び物故速記者の追悼を計画した。まず同年二月十一日、貴族院内において田鎖綱紀、若林玘蔵、林茂淳及び佃興次郎四氏の表彰式を行つている。当日は来賓として、関直彦より「文化の発展と速記」について、また田中館愛橘より「国語整理と速記術」について、それぞれ演説があり、終つて四谷荒木町岡田において懇親会が開かれた。次に十月二十八日、築地本願寺において物故速記者追悼会を行つている。その靈を追悼される五十三氏は、貴族院側が平野勝巳、山田武八郎等十二名、衆議院側が臼井喜代松、大富丹治、酒井昇造、松川福三郎、吉木竹次郎等十四名、民間側が丸山平次郎ほか二十六名であつた。当日は日本速記術発表四十周年記念日にあたるため、夜は記念会が神田多賀羅亭に催されている。明治十五年十月二十八日田鎖綱紀が日本傍聽筆記法講習会の開講式を挙げてから四十年、日本における速記はその間長足の進歩を遂げたわけである。

第七節 略字法の研究

熊崎式は、創案者自身が電話速記に従事していた関係もあり、主として新聞社を中心に広まつて行つた。しかし、近藤貞治「熊崎式百九十字速記術」熊崎康人「百九十字速記術三十日講義」などの書名に見るごとく、覚えなければならない速字の数の少いことに主眼が置かれていた。

我熊崎式は、其法則が頗る簡便軽捷で、判り易い理想的組織の下に制定されて居る記号文字は、全体でたつた百九十字の少数に過ぎないからである。（「百九十字速記術三十日講義」）

そのため、略字というものが極度に制限されていた。この略字をきらうという立場では、新発表の中根式、毛利式なども同じ傾向をとつてゐる。これに対し、もつばら略字を重んじ、これを整理増補して来たのが複画派である。

複画派の一流速記者の集まりに菅公会なるものがあり、大正元年十月より十五年十月まで「菅公会誌」という機関誌を出している。この会の行き方は、もつばら実務の経験に基いた速記方式の研究という立場をとり、その態度は、大正四年九月「菅公会誌」に載せられた巻頭言において、次のように述べられている。

実地を離れたる速記文字改良は、徒に研究の爲の研究に流れ、着実なる実務の爲の研究にはならなく
なつて、結局は害があるとも益がないことになる。（「速記術の改良に就て」）
従つて、同会の中心安田勝蔵は、誇大な宣伝の新方式につき、次のように指摘してゐた。

学術的価値の如何は姑く之を措いて、創案者自らは言ふに及ばず、未だ之を実地に施して其の威力の
何ものをも示した所の代表的人物の現はれたのを聞かぬではないか。（「日本速記術の根本的研究」）
この立場では、方式の理論的体系的整備よりも、その実用価値の方が重大であり、方式の実用価値を判断
する場合は、その方式を用いる一流速記者が出てゐるかないかをもつてする。その意味において「著書

として何等世に公けにせられざるも著々研究の歩を進め」てゐるものも少しとしなかつた。新方式の発表
は非常にはなやかであるが、一方、複画派の改良研究もまた見のがすことができないものである。

複画派の改良研究が進む方向は、大正十年八月「日本速記協会雑誌」に載せられた次の二つの論文に説
明されてゐる。

安田勝蔵 「速記術研究の根本義」 山田 到 「略字法の研究方針に就て」

安田の論は、一部新進研究者の「基礎文字が速記術の本体であつて略字はほんの附屬品に過ぎぬ」という
考え方を非難し、略字の本質とその必要を説いたものである。

所謂略字なるものが組織されて居なかつたならば、日本の速記術は、今日は愚か、未来永劫絶対に成
立しないものである。

安田は速記方式が「基礎文字と略字の二種から成り立つ」べきことを論じ、これを「車の両輪、鳥の両翼」
にたとえたが、この考え方はきわめて現実的であるとともに、よく速記方式の実体をつかんだものである。
また山田の論は、その略字の体系を略字法という立場でまとめたものになる。

一、略字（イ） 略記法（ロ） 縮字法

二、略符（イ） 字音省略法（ロ） 動詞省略法（ハ） 絵画的省略法（ニ） 略符

三、省略法（イ） 偶意的省略法（ロ） 暗記的省略法（ハ） 語句省略法

山田は「一部反対論者の唱ふる如く誠に難然たる」略字につき、その組織化とその研究方針とを論じたわ

けである。

山田によれば、従来よく用いられて来たのが略記法、動詞省略法、絵画的省略法等であり、今後の研究は「字音省略法、縮字法、偶意的省略法、暗記的省略法の如きもの」だとされている。このうち字音省略法は中根式に刺戟されたものであるが、その後大正四年野田正道による「漢字の音に就て」なる統計が「菅公会誌」に載っている。中根は漢字音の一般的傾向を利用したが、野田は「其の漢字の後続音が第一音に対して如何なる關係に於て存するかと云ふこと」を調べ、あらゆる頭音に尾音イキクチンがつくのではないということを明らかにした。この点を利用し独自の立場で複画派用の字音省略法を組み立てたのが安田勝蔵であり、大正十年十月、「日本速記協会雑誌」に載せた「速記術の上に於ける字音略字の研究」はその一部である。

此漢字の音、即ち字音なるものが、我が国人の間に生命のある限りは、我々は斯の業体の上からどうしても常に之と戦はなければならぬ。

これは従来の研究が「唯其尾音の変化だけに狙を付けて此所で大抵は行詰つて居つた」ことを遺憾とし、もう一步深く踏込んで真に略符として価値あらしむべく、複画派の立場で研究を進めたものである。

安田はかつて複画派の利点につき次のように指摘していた。

單画に比べて複画は複画であるだけに運筆の上に些の損はあらうけれども、綴字上其の運筆を円転滑脱ならしむる妙所は確かに認めることが出来る。（「日本速記術の研究」）

山田も前記論文の中で次のように述べている。

純單画を以てするも、其差複画に優ること僅に一割余に過ぎないのである。（「略字法の研究方針に就て」）

複画派には複画派の長所があるとともに、実務速記者においては当時断然他を圧していた。速字の單画化による同画倍音が速記方式研究の一つの理想であつても、それが実用価値を發揮しないうちは、やはり複画派の研究をおろそかにすることができないのである。

第八節 書記運動と音韻

大正八年三月、心理学研究会より「書及び書方の研究」なる論文集が出されていた。その一つ城戸幡太郎の「書き方の分析的研究」には「成分線の方角と動作の速度」なる項にマクアリスターの「速度の坐標系統」が紹介された。

マクアリスター氏の研究に拠ると……運筆の坐標系統に於て、手腕の運筆にても手指の運筆にても、三十度乃至六十度及び二百十度乃至二百四十度の方角の者が最も速かで、百二十度乃至百五十度及び三百度乃至三百三十度の方角の者が最も遅いことになつてゐる。

このことは当然一部の速記関係者に注目された。これに基いて進められた研究が、大正十二年に出た高橋鉄雄「大正十二年式單音字の研究」上下二巻である。

これより先、大正四年一月九日、万朝報に報ぜられた森山波三の「新速記術」は、運筆及び連綴の難易に特に注意し、融合による複音文字の構成を考えたものである。しかし書記運動の難易に関する反省は、既存速記方式においても行われていた。たとえば松崎平策は、大正三年、「最新熊崎式速記学講義」において、画線と書記運動との関係につき、すでに次のような点を指摘している。

直線を左上方より右下方に書き下す文字は最も書き遅く速力が鈍いのみでなく、四十五度の該直線は事実上書き得ない。

松崎はこれを解決するために四十五度の直線をやめ、直立した「二十二度半の直斜線」をもつてこれにかえた。中根正親は直立した三十度としたが、後にこれを水平に近い三十度と改めた。これらにおいてはいずれも経験によつて書きにくい線をしりぞけ、許された範囲においてなるべく書きやすい線が選ばれている。これに対し高橋の研究は、その基礎を実験心理学に求めたものである。

高橋は大正十一年「最新速記符号表」上下二冊を書き、二音文字の研究に従つていた。

茲に言ふ複字法と云ふものは、行き詰れる現在の單音字法の不備を補はむとするものでありまして、普通音字に於ては二字以上に依つて現はされるものを一定の法則に依つて殆んど一音字に近いものを以て表はさうとするものであります。

しかし同時に書記運動の難易遲速の問題にも関心を寄せた。

書記動作に困難苦痛の多少と云ふことは、此速記文字の目的の第二義である速力の遲速に一致する。

〔大正十二年式單音字の研究〕

前記マクアリスターの坐標は、高橋にその論拠を與えた。高橋が水平線、左下行線及び右上行線の三種を主としたのはこのためである。

しかし実際の日本語においてあらゆる音が同じ頻度で用いられるのではない。この点に着目した高橋は、その「大正十二年式單音字の研究」において、次のように進めている。

発音の多少に依つてそれに相当すべき文字に配分されるところの成分線の方角を考へると云ふことは、最も重大なことの二つではあるまいかと考へられる。

そこで「最も書記能率の良い成分線」を「最も多く使用される音字の余計含まれて居る行」にあてため、実際の例につき音の頻度調査を行つた。同時に次のような点にも目をつけている。

速記文字として最も適当したところの幾何的成分線が其書記動作に於て連接して書かれる場合に、其前後に於ける位置的關係が其書記能率に及ぼす影響が大きいとしたならば、それに当て嵌める速記文字に於ても、此前後の位置的關係に依る数の多少と云ふことを考へることは、十分必要なことである。

そこで連綴の難易を考え、その音が語の第一音に来る場合、第二音に来る場合及び第三音に来る場合の頻度調査も行つた。これらに基き、水平線、左下行線及び右上行線をたくみに利用したのが十二年式である。

高橋のこのやり方については、種々の批判が出ている。たとえば、佐藤長五郎は基礎としたマクアリス

ターの坐標に疑問を持ち、これをそのまま受け入れることはできないと論じた。

日本人は矢張り日本人的に研究しなければならぬ……何となれば、例へば之を習慣の上から見ても、我と彼とは国字の形態及び其記載の方法が全然異り……線の方向も非常に違ふ……欧米人には書きにくい線でも我々には左程不便でない場合がある。(「所謂頭の問題に就て」)

森本徳蔵は「神経作用上より観たる速記文字構成線の考察」において「最も自然的且つ無理のない線」を「速記文字構成線の基本」とし「人の口より出る音の多少」によつて配分しなければならぬとした。山田到は「高速度速記術について」なる論文を寄せ、高橋の調査が「多く基礎文字に限定されて居る」ことを遺憾とし「もう一步進めて省略法にも流用すべきものである」と論じている。

高橋自身はその後音の頻度に非常な関心を持つていたが、音の頻度よりも語の頻度の方が重要かもしれないし、これらをいかなる線にあてるべきかの論も当時いまだ解決されていなかった。これに関し山田到は、前記論文で次のように指摘している。

今後の研究はどうしても現代科学の力、特に生理学、言語学、心理学等を背景とし基礎として、其の上に打ち建てられたる一大殿堂でなければならぬ。(「高速度速記術に就て」)

もつとも、速記の研究において、いたずらにこれらの学を過信しその到達した結果のみに頼ることは非常に危険であり、速記のためには、速記そのものを対象に、独自の研究が要求されなければならなかつたのである。

第七章 昭和前期

第一節 單画派の發展

大正の末、大川小一郎は「大川式一字一劃カナ改造応用速成速記法」を、また北村貫吾は「北村式民衆速記法」を著わした。この二つはいずれも一言一字、一字一画かなを基礎にした速記方式であるが、單画派の中心としてはその後もやはり中根式であつた。中根式については中根正世がインツクキ法その他の書き方を一部改訂してこれをまとめ、昭和二年「通俗中根式速記法」として出版した。この本はその後幾度も版を重ね、中根式の解説書として広く行われたものであり、中根式はここに一応の安定を見たのである。

そこで中根は昭和三年十月大阪中央放送局より速記法講座として講習放送を行うとともに、パンフレット「速記の知識」その他をもつて全国講習行脚に出発した。一方では四年三月機関誌「中根式速記」を創刊、五年五月東京神田九段下に中根速記学校を設立する等、次第にその基礎を固めた。

今まで一分間の筆記力七八十字位だつたものが、速記文字の若干を応用することによつて百字となり、百二十字となり、百五十字となつて行つたとしたならば、それだけ朗読筆記ではしゃく／＼たる余裕を感じ、要領筆記では一層多くの事柄を筆記し得るに至る。(「通俗中根式速記法」)

この方法は筆記難に苦しむ学生の興味をひき、各地の中等学校に校友会速記部が設けられた。これらの学生は、昭和六年十二月を第一回に、毎年全国男子中等学校中根式競技大会においてその技をきそうに至つ

た。一方では昭和七年衆議院速記者採用試験に合格者を出してその実力の裏づけもでき、ここに中根式は、速記文字の全国的普及という目的を一応達成したわけである。

中根正世が主として宣伝普及に従つたのに対し、中根式そのものの研究に努めたのが森卓明である。森は中根正親の講習を受けやがて実務についたが、研究の必要を感じ、大正十三年京都に京都速記研究所を開いて速記の研究及び後進の養成にあつた。続いて十四年「中根式速記術通信講座」を出すとともに、機関誌「速記研究」を創刊、後者は中根式に関するもののみならず、研究「比較速記法」翻訳「アーサー・メンツ速記法の歴史」等にも及んだ。これらのうち中根式に関する研究の第一は、昭和四年研究発表録第一号「中根式を基礎としたる和語縮字法」にまとめられたものである。

此の可なり多数の言葉を吟味して見ると……同一母音を有するものが非常に多いことが分る。本縮字法の原理はまさに茲に存するのである。即ち同列縮字法と之を名づける。

それは、次のような点画化された父音符号の逆記により、同母音を持つ二音文字を合理的につくろうとする書き方である。

カ行——小鉤 サ行——大田 タ行——有尾小田 ナ行——小田 ハ行——逆大鉤
マ行——逆小鉤 ヤ行——大鉤 ラ行——短小化または長大化

これは他との混同を避けるため「上段に書くを原則」とし、さらに「言語を比較した上、他に存在しない場合又は混同する虞のない場合は、同列のみに限らず母音全体に応用する」とこととした。森はこれによつ

て和語に関する限りとかく濫用されがちな中根式の音訓転記法にかえようとしたものである。

森の中根式に関する研究は、このほか逆記法による外国語縮字法、速記数字その他に及んだが、すでに昭和三年その門弟を貴族院速記課に送り、大いに自信を得ていた。そこで、中根式と抵触しない形でその研究をまとめ、昭和六年「超中根式速記法」としてこれを発表した。

是等は全部逆記法の発展であつて、反中根式でも外中根式でもない。是れ即ち超中根式と称する所以である。

森はさらに昭和九年より「超中根式速記者養成講座」全四巻を出し、超中根式の通信教授用講義録とした。これには基礎文字の融合による一線化及び漢語縮字法を發展させた四音一線化等の書き方が増補されるとともに、講義録という立場でも種々の考慮が拂われている。すなわち「速記法の習得と速記者になるといふことは自ら別である」一点に着目し、單なる方式の解説にとどまらず「被講者にとつては講義は文章であるばかりでなく講師の声として聴取出来る」ように心がけた。そのため学習日程を区切り、例示例文を豊富にし、四巻一千二百ページにわたつて懇切丁寧に説明する等、その努力を惜しまなかつたものである。

森があくまで中根式の五十音表を尊重したのに対し、根本的改變を企てたのが古久保峯吉である。古久保も中根式を習つて実務につき、一時はこれを教えたこともあつたが、遂に方式そのものに不満を感じた。そこで根本的検討に移つてこれを再編成し、みずから国字常弘と号し、昭和六年新発表の方式を国字式と

名づけている。まず五十音表においては、マヤラワの四行に深い曲線をあてて清音から濃線及び加點線を除き、対照形及び倍化の利用を次のように一貫させた。

ア列文字の対照形Ⅱイ列文字 ア列文字の倍化Ⅱエ列文字 イ列文字の倍化Ⅱオ列文字
 「ウ」「ス」「マ」「ム」の倍化Ⅱ「ク」「ツ」「フ」「ユ」

第二に、直長音はすべて小鉤逆記とし、拗音の方は大鉤逆記により直音との關係を次のように一貫させた。

ア列文字↓ヤ列文字 イ列文字↓ユー列文字 ウ列文字↓ユ列文字 エ列文字↓ヨー列文字
 オ列文字↓ヨ列文字

第三に、一般撥音及び次音省略法としてのキタイツチをそれ／＼次のような点画とし、逆記を廢し順記によつてこれを表わした。

ン——小円 キ——交叉 ク——角鉤 イ——大円 ツ——空間 チ——平行

国字式は、これらを基礎に、線尾の点画による順記助詞、音訓転記による上段略字、その他中根式の行き方をたくみに利用したものである。

古久保は大阪に国字速記學塾を開いて直接教授を行い、「国字式速記講座」を出して通信教授を始め、中根の行き方をまねて各地に講習会を開きその宣伝に努めた。通信教育の講座は豊富な写真及び模範的凸版によつて懇切に説明され、直接教授は獨得の人格教育を兼ねた速記教育により、よくその効果をあげた。やがて昭和十三年衆議院速記者採用試験に合格者を出し、ここに国字式は、單画派として、中根式及び超

中根式と並び称せられるに至つたものである。

第二節 かな速記の研究

昭和四年、菅原長太郎は「速記術応用學生筆記法」なるものを著わした。この本は一般學生を対象に三省堂から出版され、昭和八年には改訂版が、さらに昭和十二年には改訂増補版が出され、その間にも幾度か増刷されており、長期にわたり相當の売れ行きを示した。

本書は、諸君の筆記が従來の二三倍の速さに書ける方法を示したものであります。それは片かなを基礎とし「いつものやうな筆記をいつもの通りやつて行く」間に「速記術の要領」が加味できるようにくふうされたものである。従つてこれは、一流速記者を生むための速記方式ではなく、筆記

難に苦しむ學生の一般的要求を充たすために考案された「筆記法」である。まずその基本は五十音表として片かなそのまゝを用いるが、簡單な漢字をまぜてもさしつかえなく、これらすべて横書きにする。補助文字として「ト」は直立線のみとして小点を省き、「ル」は小円順記を用い、これらを土台に次のような諸表示法を加えたものである。

濁音——右肩に小点を打つ 長音——最後の画を長く書く 撥音——書き終りを右上にはねる

促音——前後の文字を縦に重ねて書く

次に数字は算用数字を用い、單位の表示その他は複画派の行き方をそのまま用いる。第三に助動詞等を横

線その他によつて表わし、他に省略法として若干の略記法を利用する。なお巻末にはさらに略字三十種として複画派の常用するものを挙げたが、増補は読者の希望に応じてこれを増し、既出分と合せ約五百五十の略字を五十音順に並べたものである。

本略字は速記術用のものでありまして、各音部の文字は夫々其の速記文字に關聯して居るのですが……カ音部の文字は一の変化であるといった具合に、其の共通する幹点にお氣付き願ひ度いと思ひます。もしこれらの略字の説明にあたり、その基礎となつた五十音表その他の速字を解説すれば、普通の速記方式解説書と異ならなくなる。しかし菅原はそこまで進むことを避け、一般人が容易に筆記能率をあげ得るよう努めたわけである。

筆記における簡便法の利用は、すでに明治十八年脇山義保著「筆耕新法」にこれを見ることが出来る。それは能率の筆耕の要領を教えたものであり、運筆法、略字法、減画法等、速記方式的要素を加味していた。下つて明治四十三年日下部忠次著「写言術」は、片かなを専用とし一層速記的に進めたものである。

本術は、筆記する者自身の心理作用と日本在来の片仮名文字とを用ひ、速記術と同様に筆記するを得るなり。

一方、一般の速記者も片かなを利用して略字にあて、あるいは外国語等を書く場合に用いていた。

演説中の名詞、術語の頭字一字を普通の片仮名又は平仮名にて記し他を略するの法あり。是れ翻譯するに當り、速記文字と區別し得て大に便利なることあり。(若林珪藏「速記術」)

総て外国語若くは外国の地名、人名及び其他速記の際自己の頭脳に解釈し得ざる難解の言語事物等は……成るべく片仮名にて書き置く方が安全であります。(熊崎健一郎「最新速記術」)

……これをやや体系づけたのが、大正十一年、桜井郷三著「最新応用速記術」巻末に載せられた「片仮名早書法」である。桜井は片かなを基礎とし、濁音、長音、撥音、促音の表示に速記方式の行き方を利用しており、由来として見れば、菅原の筆記法もそのよつて来るところ相当古いものである。

これらに対し、さらに一步を進め、片かなを基礎に速記方式として一層完備した体系をつくり上げたのが岩村学である。岩村は中根正親に中根式を習い、やがて実務につく傍これを教えたが、カナモジカイに關係し、片かなの速字化を考え始めた。これが昭和五年「岩村式カナ早書法」にまとめられた岩村式であり、京都に岩村式カナ早書法普及会を設けた。

本会は、国字問題解決の別動隊として、我国における一般筆記事務の敏活をはかり、国運発展を期するをもつて目的とします。

その後昭和七年、これを岩村式カナ速記学会と改め、解説書「岩村式カナ速記法」及び「岩村式カナ速記法通信講座」を著わし、速記方式としての宣伝に乗り出した。

我々祖先の遺業を受継いでその考案を發展せしめ、敬愛する祖先が漢字の一部を探つてカタカナを作つたように、カタカナを更に單化せしめることによつて之を完全なる速記文字に転化することわ、決して不可能事でなく寧ろ当然の帰結と考えます。(「岩村式カナ速記法通信講座」)

岩村は、片かなの普遍性と、それを既習知識として利用するための覚えやすさを土台に、速記方式としてのか速記を普及させようとしたのである。

岩村式においては、五十音表として片かなの一筆化されたものが用いられ、諸表示法は次のように規定されている。

濁音——右肩に小点を打つ 長音——水平の長線を順記する 撥音——書き終りを右上にはねる
促音——次の文字を小さく書く

縮字法としては、共有法による独得の連綴法が考えられ、特にインツクキ法にあたるものは次のような点画の順記となつてゐる。

イ——直立線の頭に小田のついたもの ツ——独立小楕円 ク——独立小鉤 キ——有尾大田
チ——有尾小田

音訓転記法は用いられなかったが、順記小記による助詞その他、中根式の行き方がたくみに利用された。その意味で岩村式は、菅原案に比し一段と速記方式的になつたものであるが、覚えやすさのために生ずる画線の複雑性は、さらに符号化しない限り、高速度の速記を困難ならしめたようである。

第三節 折衷派の発展

昭和二年、熊崎式速記術普及会より熊崎健一郎著「熊崎式速記術独修」なる本が出されたが、これは熊崎の大正三年版「新式速記術独修」のうち卷末附録を除いただけのものである。これに対し、同年牧泰之輔が著わした「和英速記術講義録」の方には、新熊崎式と称することく、若干の改良が加えられている。

色々と研究を重ねた結果、目下我国で一番良いと云はれ最も多く採用せられてゐる熊崎式に更に改良を加へ、之を日々実地に使用して見て茲に初めて完全なりとある方式を考案する事が出来た。

牧は熊崎式を修めて実務につき、すでに大正十一年ごろより徐々に改良を企て、みずからもこれを用いて来たものである。その後大阪に牧式速記者協会を組織し実務、研究、後進の養成に努めたが、方式研究の方も「逆記法の部」「濁音の部」等次々と発表され、昭和九年衆議院速記者採用試験に合格者を出すに至つた。昭和十三年完結の「牧式速記術初歩」及び続いて書かれた「同中篇」等は、これら改良された新方式、超熊崎式をまとめたものである。

新熊崎式は、五十音表において「ヌ」を單画化し、新たに濁音文字として「ジ」「ゼ」「ヅ」「ド」「ジョ」並びに変体文字としての点画化された「ク」及び助詞「テ」「ハ」「ガ」等を設けたものである。これに対し、超熊崎式に進んでからのものには、さらに一層の改良が加えられている。まず五十音表においては、複画の「ク」を廢して点画の「ク」のみとし、新たに「フ」を單画とし、複画の「ヌ」「ム」「ユ」「ル」はそれらのア列文字の加点線とした。もつともこの加点は「大抵の場合打たなくてもよい」としたため、五十音表中イエの二列が小田つき複画線として残つたことになる。

小田のある文字も、小田のない文字と並べて見ると大層違ふやうだが、實際書いて見ると……「マカ」

と「ミカ」、「カタ」と「キタ」……等は、形は違ふが、書く時間は同一である。

牧はこれにより、單画派の採用している濃線、深い曲線、微妙な角度の差その他運筆上の「無理」を除くとともに、独得の例外により、これが同画倍音の妨げにならないようにした。第二に、変則文字として「タ」「チ」「テ」「ト」の逆行及び左下行の「カ」「キ」「ケ」「コ」を併用し、運筆に鋭角的要素を多くし、同時に一方では二曲線の複合による融合を採用した。第三に、撥音の表示には大田、大鈞等の順記によつて十三字を特定し、撥線の書きにくい場合を除いた。また頭長音は短音文字そのままを、頭濁音は清音文字の半化したものを、いずれも上段に書いて表わすこととし、必要な加点及び加線の労を省いた。その他、点画化された「ク」、交叉または長化による「ツ」、逆記法による「リ」「キ」の表示等を考え、さらに一部助詞の点画化、速記数字の採用等單画派の要素を有効に取入れたものである。

牧が熊崎式を実用に供しながら改良して来たのに対し、理論的研究から折衷派早稻田式の創案に進んだのが川口渉である。川口は大正十三年ごろより既成方式の研究を始め、昭和三年一度試案を完成したが満足せず、さらに研究を続けた。

茲に於て再び他式の再研究を為すと共に……文法的に毛利式の長を採り、或は丹羽式、熊崎式其他各式の長所に習ひ、特に早稻田式獨特の諸文法も調和混成して、茲に呱呱の声を上げたのが所謂現在の早稻田式速記法であります。(川口渉「早稻田式速記講義録」)

川口が同志とともにつくつた早大速記研究会は昭和六年学校当局に公認され、ここに早稻田式は、まず早大内における普及から出発した。やがて川口は早大西門に近く早稻田式速記普及会を設けて通信教授を行うこととし、昭和十年より「早稻田式速記講義録」全五巻を発行、翌十一年には機関紙「早稻田速記新聞」を創刊した。この講義録は、ルビつきのわかりやすい説明と豊富な例示例文とにその特徴を發揮し、懇切な添削指導、実地教授部による仕上げ等と相まち、広く日本全国にその受講生を獲得したものである。そこで昭和十三年には実地教授部を早稻田式速記士養成所に發展させ、翌十四年より講義録に研究科二巻を増補した。また十七年には講義録全体を初等科、普通科、研究科、計三巻の「早稻田式速記独習書」にまとめ、一方では同年衆議院速記者採用試験に合格者を出す等、ここ長年にわたる努力が次々と実を結んだわけである。

早稻田式は五十音表において熊崎式に似ているが、丹羽式の行き方を参考にウ列独立楕圓を大楕圓にかえ、濁音、長音、撥音、促音等の諸表示法に若干の修正を加えた。漢字音の取扱ひにおいては、中根式の行き方をとつて逆記による「ク」「ツ」を用い、毛利式の行き方をとつて五十音表にア列系のアイ列を附し、それに小田を順記しエイ列としたが、さらに複画派の行き方をとり高頻度二十四種を特定二音文字とした。同行縮字法においては熊崎式の行き方を改良し、新たに次音が濁音及び長音なる場合を示す母音符号を増補した。助詞においては、複画派の行き方をとつて單独形は点画化せず、單画派の行き方をとつて複合助詞の一方を点画化した。また音訓転記法においては中根式と同じく上段を使用した。これを高頻度三十数種に限定し、助動詞、高頻度單語に対する略字等には複画派の長をとりその特定を惜しまなかつ

た。従つて早稻田式は、同画倍音の理想を実現しながらも運筆の澁滞、誤読の頻発等を避けるため、一応基礎を折衷派に置き、既存方式の長所を有効に取入れたものである。

第四節 裁判速記と速記士法

昭和七年十月十六日、日本速記協会は、日本速記術発表五十周年記念事業の一つとして、全国速記者大会を東京上野精養軒に催した。この大会は、喜多川孝太郎の座長で議が進められ、水野春之助の宣言文朗読に続き、次の三項目にわたる決議案を上程可決した。

吾等ハ全国速記者ノ融合団結ヲ期ス

吾等ハ多年ノ要望タル速記士法制定ノ促進ヲ期ス

吾等ハ裁判速記制度ノ確立ヲ期ス

速記者の融合団結は大会の趣旨として当然のことであるが、当時特に問題となつていたものに裁判速記及び速記士法があつたのである。

第一に裁判速記について見ると、單に裁判に速記を付することはすでに明治二十年代から行われていたが、法律的な根拠がなかつた。二十七年には林茂淳、市東謙吉の二人が日本速記倶楽部の名において時の法相に建議書を提出したが、功を奏さなかつた。裁判速記を取上げたのは、大正十年第四十四議會、中西六三郎ほか五名の提出になる諸法律案である。それは「速記者の署名捺印したる文書」に「調書と同一の

効力を認めるため、刑法、刑事訴訟法及び民事訴訟法の各一部を改正し、速記者の行為に対する罰則及び法廷における速記の効力を法文化しようとするものであつた。しかしこれは審議未了に終り、通過したのは、翌十一年第四十五議會の刑事訴訟法中改正法律案及び十五年第五十一議會の民事訴訟法中改正法律案における次のような部分である。

刑事訴訟法第六十五條 弁護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ証人ノ供

述ヲ筆記セシムルコトヲ得

民事訴訟法第四百十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ速記者ヲシテ口

頭弁論ニ於ケル陳述ノ全部又ハ一部ヲ筆記セシムルコトヲ得

前者は大正十三年一月一日より、後者は昭和四年十月一日より、それ／＼施行されたものである。

第二の速記士法について見ると、速記者の資格を決定する公の試験というものはなかつた。ただ權威あるものとして明治二十三年以来貴衆兩院速記者採用試験が行われていたが、これは受験者が男子に限られ、しかも兩院の速記課という職場にのみつながるものであつた。これに対し大正十三年森田章三が「日本之速記」第一号に発表した「速記者の資格を定めよ」なる論文は広く速記者としての資格認定試験を希望するものであり、翌十四年第五十議會の際、黒住成章が「速記ノ事項ヲ国定教科書ニ記載ニ関スル建議案」の委員会において論及した試案はこれを法文化しようとするものである。

第一條 速記士ハ当事者及其ノ他ノ利害關係人又ハ公務所ノ囑託ニ依リ速記ニ関スル職務ヲ行フモノ

トス

それは、速記士の職務、速記士の資格、速記士名簿、速記士の権利及義務、罰則、懲戒等にわたる速記士法であつたが、單なる試案に終り上程には至らなかつた。その後日本速記協会の仕事の一つ「人事の紹介」に關連して技術試験の議が起り、昭和二年七月十七日東京牛込神樂坂俱樂部に開かれた昭和二年度定時総会において「速記競技会開催の件」が議題となつた。それは翌年、合格者に成績証明書を出す「速記競技会規程案」にまともつたが、これも遂に實現に至らなかつたものである。

ところが、昭和三年十月一日より陪審法が施行されるに先立ち、裁判速記及び速記士法の問題が再び取上げられたのである。そのため日本速記協会は同年七月五日東京牛込神樂坂俱樂部に臨時總會を招集し、次の決議を行つてゐる。

陪審法ノ制度実施ト共ニ從來ノ裁判記録法ヲ革新シ其一部ニ速記法ヲ採用セラレムコトヲ司法部ニ向ツテ建議シ右建議ノ達成ヲ決議ス

それは資格ある速記者の記録に「裁判所書記の記録と同一の効力あらしむる」ことを望むものであつた。協会はこの趣旨を徹底しその内容を説明するため、同年七月「日本之速記」臨時号として「陪審法施行と裁判速記」を特輯し、問題の経緯とともに次のような諸論文を載せた。

根本松男「陪審法の施行と裁判速記の将来」

中根治彦「裁判官の判決に誤謬なからしめよ」

北村贊平「速記士法急定の論」

編集部「速記士法制定は刻下の急務」

しかしこのときも遂に實現に至らなかつたのである。その後昭和七年六月第六十二議會に再び裁判速記が取上げられ、一松定吉ほか四名により刑事訴訟法の一部改正案が提出された。それは速記による調書の作成を規定するものであつたが審議未了となり、その十月に開かれたのが前記全国速記者大会だつたのである。

大会の決議とそれに基づく協会の活動は、翌昭和八年第六十四議會における二つの法律案にまで發展させることができた。その第一は、「刑事訴訟法中改正法律案」で、速記による調書の作成を法文化しようとするものである。

第五十六條ノ二 被告人、被疑者、証人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スル場合ニ於テ是等關係者ノ請求アリタルトキハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記ノ方法ニ依ルヘシ

その第二は「速記士法案」で、速記者の資格及び責任を法定しその地位を公認しようとするものである。

第一條 速記士ハ速記法ヲ用ヒ法令ニ依ル文書ノ作成ヲ為スコトヲ業トスルモノトス

それは以下、速記士試験、速記士名簿、速記士会、罰則等にわたつた。もつともこの二つの法律案はいずれも審議未了となり、翌九年第六十五議會に再び提出された際は衆議院を通過したが、貴族院において審議未了となつたものである。

しかし一方では、昭和十年帝人事件公判におけるごとく、被告側の依頼によつて速記が付せられ、その記録が種々活用される場合も決して少くなかつた。また一般速記においても、デモ速記者の活躍を防ぎ、速記の信用を確保することが必要であつた。そこで日本速記協会は独自の立場で速記技術認定試験を行うこととし、その試験の合格者には速記士法施行の際「無條件にて速記士の称号を附與するやう盡力する」ことを條件に、その案をねつたのである。協会としては貴衆両院速記者採用試験が唯一の資格試験でありながらその成績の公表されないのにかんがみ、受験者の便をはかつて、とりあえず衆議院速記者採用試験の前日にこれを行うこととし、その第一回を昭和十一年十月十三日、議事堂内において行つた。その後の試験は毎年定期的に行われるようになり、いつかは再び問題になるはずの裁判速記制度及び速記士法制定に備えたわけである。

前記五十周年全国速記者大会においては、三項目の決議の後各種の協議事項が上程可決された。その中には「全国速記者競技大会開催の件」「商業学校の正課に速記科を加ふるの件」「速記學術研究の中央機関設置の件」等が含まれている。終つて、物故速記者慰霊祭に佃興次郎ほか九十七名の霊を慰め、五十周年記念式典とともに速記功労者として田鎖、若林、林の三氏を表彰し、夜は記念祝宴を催した。また同じく記念事業の一つとして企てられた記念出版の方は、昭和八年三角治助編「日本速記者名鑑」及び翌九年浅川隼編「日本速記五十年史」として実を結び、貴重な文献となつたものである。

第五節 機械速記の研究

速記用シャープは、速記に関する器具の考案という意味で、広く実用化された最初のものである。すでに大正の中ごろにおいて、衆議院速記課の有志はシャープペンシルの利用を考えており、初めは反訳用のみ試用していたが、やがて速記実務全般に用いるものも出た。これに関しては特に野田正道その他が業者と協力し、芯の硬軟、その差しかえ装置等を初め、シャープ全体の長さ太さ等に種々改良を加えて来た。これが野田の歿後昭和七年その子祐通によつて商標登録された「PARLIAMENT」であり、翌八年製造にあつて来た清水唯二郎が芯の差しかえ装置その他を実用新案として登録したものである。これを要するに、現在一般に使われている速記用シャープは、速記実務者と業者との長年にわたる密接な協力が実を結んだものである。しかし、速記という立場で当然関心を持つべき録音機については、このような協力が見られなかつたようである。

大正十四年三月、日本にラジオ放送が開始された際、取締上放送講演を速記にとることとなり、J O A Kの分を堀口六太郎が担当した。残された速記録は、同年十一月以来「ラジオ講演集」として出版される等種々利用されたが、この行き方は昭和五年九月録音機にかわり、講演集の方も必要に応じ録音の再生から速記されるようになった。このとき放送局の用いた録音機が蠟の円筒に録音するディクタフォンであり、これにヒントを得て改良を思い立ち、速記用録音機をつくらうとしたのが川口久市である。

川口は熊崎式を修得し実務のかたわらこれを教えていたが、ディクタフォンに興味を持ち、これによる完全録音を断続的に一句ずつ再生すれば、それをそのまま普通文字で書きとることも可能だと考えた。そこで再生にあたつてボタンを操作する際、任意のところで停止させると、ただちに齒車がはずれ、同時にブレーキがかかるようにしたのである。

本装置が速記器としての重要性を帯びてゐる点は、廻転中の音盤を些の惰力なく停止せしめ、且スタートの場合も同一速度にて廻転せしめ得るにあります。(解説文)

機械は昭和十年三月東京麻布の日本ディクタフォン株式会社で完成した。やがて川口は神田に日本機械速記社を設け、日本速記協会協定料金と同じ速記料で、録音機による速記の実務を始めたわけである。

川口の機械は、同年九月、石渡潔によつて「衆速会報」に紹介解説されたが、その際の結論は次のようになつてゐる。

音が音になる、文字が文字になることは可能なるも、音が字になることは不可能故、毫も速記の傾分を侵すことなし。〔録音器を解剖する〕

それはたとい機械速記というにしても、決して自動書記機によるのではなく、速記という仕事の一部に録音機を取入れたにすぎないものである。しかし一般の録音技術も次第に進歩して来ており、昭和十二年第七十議会においては、理化学研究所により初めて衆議院本会議場に録音装置が備えられた。これらの事情が速記界の一部にある種の憂慮を生んだのは事実である。

そこで日本速記協会は、昭和十二年五月十二日、衆議院速記課内に「機械速記実験会」を催し、川口の機械の実体を明らかにすることとした。「日本の速記」に載せられたそのときの結論は、次のように書かれてゐる。

現在の状態では、講演会、講習会、講談、落語、訪問速記、電話速記等に最も適し、且つ機械工学その他極めて専門的な學術講義、或いは外国語の速記が容易に出来ることは非常な強味であらう。

これは「多人数の座談会等」にはうまく行かないとしても当然考えられることなのである。この実験会に立ち合つた一人岡幹夫は次のように書いている。

私も録音機の実際を見、且つは筆を執つて其反訳を試みて、其意外な精巧さと想像以上に明瞭に聴取ることが出来たのに驚いた。〔速記の向上性と録音機〕

ここに速記の進むべき道が考えられた。松村鑑造は「録音機応用速記再検討」において「進んで人間が機械力を征服しそれを利用活用する」のがよいと論じた。手嶋史雄は「速記の将来性の検討」において速記そのものの将来性と手記速記の将来性とをわけて考え、速記そのものがいつの世にも要請される以上「可能な限りの部分の機械化は最も望ましい」と論じた。それにもかかわらず、速記実務者と録音技術者との密接な協力は遂に得られず、川口の録音速記もそれ以上の進展を見ないままに終つたのである。

第六節 用字用語と速記態度

昭和十年十二月、衆議院速記課は「衆議院速記録基準用字集」を編纂した。

現代の口語を振仮名なしに書現はさうとする場合には、殆ど拠るべき規準を見出すことが出来ない。

隨て各人各様の書き方をして居る。けれどもこれは決して等閑に附して置くべき問題ではない。是非
 其何等かの規準を設け、その統一を図りたい。

それは、送仮名法、標準用字、誤用され易い字句、外国語の書き方等につき、その基準を示し、「衆議院速記録に用ゆる口語の記載方法を統一する目的」をもつてまとめられたものである。

衆議院速記課における用字法統一の問題は、すでに大正五年国語調査会の送仮名法に基いてつくりられ、それまでの慣習が一応成文化されていた。ところがその後昭和三年ある程度かなを増し、あて字を減らす等の改正が行われた。これに関し松崎平策は次のように書いてゐる。

漢文直訳風に於ては、人為的法則の支持が強かつた為に、既慣の音訓にて書現はし得ざる言葉はこれを忌避するの傾があつたから、漢字の利用は比較的容易であつた……現代の口語は……強ひて利用しようとするれば、所謂振仮名付でなければ読めないものになる。（「用字例改善問題」）

しかも多人数のものが分担執務を行う以上、そこに用字法の統一を必要とする。ここに速記録のためには「速記録独自の用字例」を規定し得る根拠が考えられた。そこで用字例調査会が設けられ、種々の観点から用字法全般が検討され、その結果を基礎に一応の規範をまとめたのが前記「基準用字集」である。もつとも貴族院速記課はまた独自の立場から同じ問題を扱い、昭和十二年これを「貴族院速記録送仮名法及用

字例」にまとめた。そのため両者の間には若干の相違ができ、両院速記録の用字統一にまでは発展しなかつたが、これらの研究は、速記する立場において、国語国字問題に貢献し得る一部門となつたものである。

用字法が統一されても、それだけで速記録の用字がすべて解決されるわけではない。何となれば、引用文においては原文通りの用字が必要とされ、術語、固有名詞等はそれ／＼その特定の用字に従うからである。この問題は種々の参考書を必要とし、あるいは発音者に尋ね、あるいはあらかじめ新聞雑誌その他より収集しておかなければ解決されない。衆議院速記課ではこれら調査一般の問題に専任の係を置こうとする議が起り、昭和八年調査係として実を結んでいた。

閉会中の仕事は所謂議會に對する準備調査で……速記上特に必要な事項に重点を置いて、圖書の充実、資料の整備、特殊用語の摘録、カードの作成記入等に力を入れてゐる。

議會中の仕事として其の中心を成すものは、持込まれた調査題目に對する迅速且つ正確な処理である。其の内容は、即答か、調査回答か、資料提供か、演説者への問合せか、或は原稿資料等の演説者より
 の借覽である。（三角治助「速記課略史調査係篇」）

初代担当者三角治助はよくその基礎を築き、速記執務の能率化に貢献した。いわゆる速記研究が速記方式の研究に終始する傾向のあるとき、調査關係の仕事は、用字法の場合と同じく、ここに新分野の存在を示したものである。

用字及び調査に対する関心とともに、もう一つ起つた問題は、速記態度の根本に関するものであつた。たとえば大河内發五郎は、すでに昭和二年、次のような点を指摘していた。

幾ら速記は言つた儘を書くのだといつても、拙いお喋舌を其の儘紙に表はすから、喋舌の拙いのを速記の罪に転嫁されてしまうのである。(「速記と発音」)

これを具体的に扱つたのが、昭和六年松崎平策の「速記の定義とは」である。松崎は、先行句補足句などを適正の位置にもどし、重複した発言は削除し、息の切れ目による意味の違いは誤解のないように修正すべきだと結論していたのである。

発言者の中には、許された範囲において内閣し修文するものが少くなかつた。そこで衆議院速記課の有志は、発言者が何を修正するかを検討し、これを昭和十二年「第七十議会内閣に関する報告書」としてまとめた。またこれに基いて開かれた内閣修整自由検討会は、その結果を「議会速記の根本問題」として発表した。その中で内閣修整例に関し次のように分類されている。すなわち、その第一は音声言語と文字言語との表現形式の差から生ずる「必然的修整」である。

- (a) 同じ意味の繰返し削除 (b) 言葉のつなぎの補助的意味しか持たぬ言葉の削除 (c) 其他剩語の削除、入換へ等に依り簡潔な表現に修正す (d) 言葉の不足を補つて意味を明確にする
 - (e) 曖昧に、或は代名詞を以て表現せられたものを的確な言葉に修整
- 第二は乱雑な発言を簡潔化する「通意的修整」で、次の二つが含まれている。

- (f) 言語表現が如何にも拙劣で、それが文字表現となつた場合、殆ど其意の捕捉に苦しむやうなもの、多くの言葉を削り、或は補足し、或は全然他の言葉に置きかへて簡潔にせられてゐる
- (g) 発言者の言ひ誤り、言葉の不足、言語の明晰を欠く等のことから、速記の誤謬として現はれたものに対する修整

討論会はこれを基礎に「速記の職務と態度」に及んだが、さらに手嶋史雄「吾々はこのままでゐていいか」石川隆一「速記録編製の方針について」その他の論を生むことになり、ここに速記態度としての修文の重要性が指摘された。それはまた、速記という仕事及びそれによつてつくられる記録の本質に対し、再認識を促すようになつたものである。

第七節 楢田派の研究

米国における英語速記方式として、ピットマン系に対抗し得る存在にグレッグ式というのがある。この方式はピットマン的加字母音のかわりに連綴母音を採用する等種々の新しい書き方を持つてゐるが、その第一の特徴は基礎とした自然田的画線体系だとされている。すなわち、ピットマン系が眼で見た正田を基礎としたのに対し、ジョン・ロバート・グレッグは、斜線派の利点を取入れ、これを手で書く楢田に改めたのである。そうしてこの方式においても、ピットマン式と同じく、外国語速記法が次々と発表され、その一つとして出された日本語速記方式が、昭和十二年バウル・H・バアディック、岡村キク三共著「日本

グレッグ速記」である。これはイ列を單画にした点及び次の四点を除いては、全くグレッグ式の表音的表示法そのまゝをもつて国語の表記にあてたものである。

「イ」＝[TH] 「ハ」＝[F] 「ヤ」＝[L] 「ワ」＝[V]

そのため両者の近親性は、ビットマン式とガントレット式との関係に比し、一層密接になつてゐる。しかしこの岡村案は米国で発表された関係もあり、国語の速記方式には何ら影響を與えなかつたものである。わが国におけるグレッグ系国語速記方式は、これよりも数年前、すでに酒井伍作によつて始められてゐた。酒井は東京巢鴨に酒井式速記塾を開き、また大塚市民会館の速記研究会、慶応義塾大学の速記研究会等において、その創案になる方式を教えてゐた。昭和十一年に著わした「酒井式速記法講義教材」は、それまで用いて來たプリントを集成したものである。

是らは決して四の弧の形に書くべきではない。よく吟味すれば楕円の周の一部分であることが解る。例へば「ラ」の字は始めの方に深みがあり、「カ」の字は筆の終り近くなつて急に曲りが深くなる傾きを持つた山線である。

その基礎文字の構成について見ると、グレッグ式との間に次のような類似点を持つてゐる。

「ア」＝[A] 「イ」＝[I] 「ウ」＝[U] 「オ」＝[O] 「カ」＝[K] 「キ」＝[G] 「ス」＝[S] 「タ」＝[CH]
「チ」＝[J] 「テ」＝[T] 「ド」＝[D] 「バ」＝[P] 「フ」＝[B] 「ム」＝[M] 「ラ」＝[R] 「ル」＝[L]

しかレグレッグ式の單画線のみをもつて單画派を構成することができないため、融合された複音線、書き

始めに大鉤のついた線、書き終りに小四または大鉤のついた線その他をもつて補つた。もつとも一方では同音異画字を設け、その運筆に鋭角的要素をも取入れるように努めたものである。そうしてこれを土台に、次のような諸表示法を用いた。

濁音——加點 長音——加線または母音順記 撥音——中四順記（小四のついた文字の場合はこれを大四とする） 促音——交叉または平行

イ——小四 ツ——大楕四 ク——小楕四 キ——有尾小楕四

また「カ」「ケ」「ク」「メ」「ヨ」「リ」「ル」「レ」「ロ」等に点画化された書き方があり、助動詞その他高頻度語に略字を用いることは既存方式を参考にしている。これを要するに酒井式は、グレッグ式に基き、既存国語速記方式を参考に、新しい国語速記方式を組み立てたものである。

酒井式が單画線を多く用いたのに対し、複画派の系統でグレッグ式を翻案したのがタクマ式である。宅間清太郎はグレッグ式が連綴母音のためウ列單画の複画派ならばこのまゝでも国語速記方式が組み立てられるのに着目した。そこで昭和十年一応の成案を得、昭和十三年これを「和英両用タクマ式速記術」としてまとめた。タクマ式はグレッグ式との間に次のような類似点を持つものである。

「ア」＝[A] 「イ」＝[I] 「ウ」＝[U] 「エ」＝[IS] 「オ」＝[O] 「ク」＝[K] 「グ」＝[G] 「ス」＝[S]
「ズ」＝[TH] 「シュ」＝[SH] 「ッ」＝[J] 「ツ」＝[T] 「ッ」＝[D] 「チュ」＝[CH] 「ズ」＝[Z]
「ズ」＝[Z]

〔フ〕〔F〕〔フ〕〔V〕〔ム〕〔M〕〔ル〕〔R〕

濁音文字が清音文字の倍化となつたのは、原方式の無声音対有声音の関係をそのまま受継いだからにほかならない。また「ツン」「ンツ」「ツム」「ムツ」その他国語の表記にあまり必要のない複音文字の生れたのは、原方式の融合複音文字をそのまま取入れたためである。そこでタクマ式が特に国語速記方式として設けた書き方は、撥線による撥音の表示、加点による同行縮字法及び同じく加点による助詞表示法の三点にある。こういう行き方は、一面英語速記方式としてのタクマ式を有利にし、次のような特長となつて現われた。

各符号に欧文のアルファベットを割当て、西欧語も同一の符号を以て書き取ることが得せしめたこと。しかしこのことは、国語速記方式としてそれだけ不完全ならしめることにもなつたものである。

第八節 新形式の折衷派

衆議院速記者養成所において教えられる速記方式には、教官との関係において、二つの傾向を見ることができた。一つは、新井田次郎、尾張捨吉郎等、教官が自分の用いている複画派方式をそのまま教える行き方であり、もう一つは、友野茂三郎、森田章三等、同画倍音の方向に向つて教官の改良した方式を教える行き方であつた。しかしいずれにしても教官がかわるごとに教える方式がかわり、折角の改良研究が継承されないのみならず、時には後退するおそれもなしとしかつた。ここに養成所用速記方式制定の議が

起り、昭和十三年、標準符号制定委員会が設けられたのである。そうしてこの委員会の成果が、翌十四年第二十三期生から教えられることになつたのである。

標準符号制定委員会は、田鎖系実用方式の成長を目標に置き、他の優秀方式を参考に、既存の有効な書き方の拡充へと進んだものである。従つて、友野案、森田案に見られた五十音表の一部單面化をさらに進め、逆行線及び連綴母音符号をたくみに利用し、複画派の利点を生かしながら同画倍音をくふうしたものである。まず五十音表について見ると、ア列及びイ列においては複画派の行き方がそのまま採用され、ウエオ三列においては従来の連綴用母音符号にあたる部分が独立して一音節を表わし、「ケ」「セ」「ソ」「テ」「ト」等すでに用いられている單面文字はそのまま継承された。第二に漢字音の取扱ひについて見ると、アイ列及び小田順記による「イ」の表示、並びに同行縮字法の固定化によつて生れた小線順記による「キ」「チツ」の表示その他が用いられ、特に高頻度の二音には單面化または位置による無形化が行われた。第三に助動詞及び略字はその語彙及び速字がすべて実地の経験から集められ、それらの有する法則性の類推適用によつて整理された。これらの速字は、最終的統一を担当した西来路秀男及びこれを實地に教えた石川隆一 の努力によつて優秀な成果を収め、ここにいわゆる衆議院式が生れたのである。

当時の衆議院式は五十音表のうちイ列が複画であり、單面派とは言えないものであるが、長短の利用法は従来の折衷派と異なつていた。このように複画派の單面化に進みながら新形式の折衷派となつたものは、すでに昭和二年発表の新丹羽式、昭和八年発表の五十一年式その他があり、貴族院速記練習所におい

て安田勝蔵、山田到等の教えた方式もこれに含まれるものである。複画派の方向としては、一方に松崎平策のごとく折衷派からもどつて来たものもあり、一方には高橋鉄雄のごとく全く單画派へと進んだものも見出せる。これらに対し、既成複画派の改良から出発しながら新しい速記方式をつくり上げたのがこの新形式の折衷派である。

丹羽瀧男は、昭和二年「丹羽式最新実験日本応用速記法普通篇」を、翌三年「同高等篇」を著わした。これにより、明治四十年発表の複画派丹羽式は、新形式の折衷派新丹羽式へと進められている。

田鎖式の根拠たる幾何的分解線に準じたことは同一であるが、此式の特徴として大に異なる所は、縦横の両直線を音字より全廃し……而して單音のエ段オ段は小形を採用し、且つオ段は單画を原則として採用した。

丹羽は、明治四十年案における母音符号「大小の二四形」を継承しながらも、書記運動上における曲線の有利な点に着目してア列文字中「カ」「タ」を曲線とし、「ハ」「ヤ」の方向を改め、母音を除く各列の關係を次のようにした。

ア列文字の線尾に大鉤（大田）をつけたものⅡイ列文字 ア列文字の線尾に小田をつけたものⅡウ列文字 ア列文字の半化Ⅱオ列文字 イ列文字の半化Ⅱエ列文字

また「エ」「オ」「ツ」「ク」「ト」に逆行線を許して二音文字構成の便をはかり、複画派の用いて来た略字法を収入れながらも新機軸を出した。しかし不幸にして方式完成後間もなく他界し、これを教えた丹羽式

速記学校も十分な成果を挙げるに至らなかったものである。

田鎖綱紀の長男田鎖一は、父の志を継いで速記技術を修め、実務につくかたわら各所でこれを教えたが、次第に改良し、昭和八年これを「五十一年式日本速記法」にまとめた。

之を「五十一年式」と名づけたのは、日本速記紀元五十一年の所産であるからである。然しながら速記と雖も世の進歩に伴つて常に進歩して止まないであらうから、将来更に改良を加ふることがあつた場合には、之に速記紀元の年次を冠する考へである。

五十音表はア列文字において大正二年版と「カ」「ハ」「ラ」を異にし、次のような關係で組み立てられている。

ア列文字の半化Ⅱウ列文字 ウ列文字の線尾に小田をつけたものⅡイ列文字 ウ列文字の線頭に小鉤をつけたものⅡエ列文字 ユ列文字の線尾に小楕田をつけたものⅡオ列文字
これを基礎にアイオ三列にのみ同行縮字法を用い、逆行線及び点画化された「キ」「ク」「リ」「ル」「シ」「チ」「メ」等によつて二音文字をつくり、さらに高頻度三音文字十二種を特定する等、種々の改良を施したものである。

安田勝蔵は、昭和六年貴族院速記練習所の教官になるとともに、菅公会同人の研究になる方式を教え、その研究の一部を昭和十二年「日本速記法上に於ける漢字音と其の略字法則の研究」として発表した。それは四百五種の字音とその構成とを明らかにし、これに対する二音文字の構成を考えたものである。安田

の後は同じく菅公会同人の山田到が教官となり、その方式の全貌を昭和十三年安田との共著になる「日本語速記法」にまとめた。

複画式は其の文字の確實性に因はれ、人間の情意作用の微妙性を閑却する嫌ひがある……従つて本法に於ても先づ折衷式に走る前に第二種基本文字を制定して折衷式に近付いたのである。斯くして今や文字の趨勢が折衷式に向はむとするは、最も注目し値する所である。

この方式では五十音表に次のような第二種基本文字が設けられている。

ア列文字の小線化Ⅱウ列文字（「ツ」「ユ」は例外）

ア列文字の線頭に小鉤をつけたものⅡエ列文字（「ケ」は例外）

他に「コ」「ヨ」も單画化され、全体として新形式の折衷派となつた。これを基礎に同行縮字法、同列縮字法、字音縮字法、寓意省略法、音訓転記法その他を採用し、実地の経験に基いた豊富な略字が整理されている。従つてこの方式は、單なる理想に走らず、あくまで実用を主とし、複画派速記方式の総決算を目ざしたと言えるものである。

第九節 速記教育の充実

貴衆両院の速記技手定員は大正十五年以来久しく各五十六人であつたが、昭和七年ようやく希望が通り、貴族院が六十人に衆議院が六十四人に増員された。その後は逐年増加の一途をたどり、衆議院は翌八年六

十六人に、昭和十二年には貴族院が六十五人に衆議院が七十二人に、翌十二年には六十九人と七十八人に、また速記士が各二人に増し、昭和十三年七十三人と八十二人に、十五年には七十五人と八十八人に増したのである。そうして両院の速記者養成機関はよくこの補充に貢献するとともに、單に速記方式の面のみならず、その修業年限において三年制度となり、名実ともにわが国速記教育の最高機関へと充実して来たのである。

速記者の養成に対して専門学校を設ける案は、すでに大正十四年「速記ノ事項ヲ国定教科書ニ掲載ニ関スル建議案」の委員会において論題となり、文部当局も、国立としての案はないが、該当するものがあれば認めてもよいむねの答弁をしていた。衆議院速記者養成所につき具体的にこれを論じたのが、昭和三年「衆友会報」に発表された北村賛平「練習所改革の一石を投ず」である。それは制度上の改善、養成方針の確立、学科目の追加、設備上の改善等にわたつたが、第一に在所年限の延長または研究科の設置が提唱されている。

従来の二箇年と云ふものは唯だ技術の習得にのみ終始されて、他の何物をも顧みるの道がなかつた。それまでも漢文、法制等若干の学科はあつたが、これをさらに充実させるため、新聞学、法律学、経済学、国語、外国語等が考えられた。

少なくとも法学通論は勿論、憲法、行政法、議院法、衆議院規則位は心得て置きたいものである。

一般論として友野茂三郎は次のように論じていた。

吾々日常速記に従事して困難苦痛を感ずるのは、多くの場合に於て知らざるが為めである。知つて居れば、他人の解らない事も解り、聞えない事も聞え、書取れないことも書けるのである。〔速記雑観〕

すなわち基礎的な速記技術の他に「知識を磨き見聞を広める」ことが必要であり、両々相まつて初めて「高等速記術」が完成すると考えられていた。こういう速記教育の実現へと一步を進めたのが、昭和六年衆議院速記者養成所における修業年限の延長であり、修業期間二箇年を終つたものに対し、新たに研究科を設けたものである。

衆議院速記者養成規則第三條第二項 前項ノ修業期間ヲ了ヘタル者ニ付録術ノ上更ニ一箇年間研究生トシテ学習ヲ継続セシムルコトアルヘシ但シ研究生ハ速記練習生ト看做ス

これがその年の新卒業第十三期生から適用されたわけである。

その後昭和十年、養成所をいかに充実させるかにつき衆議院速記課の中に養成所制度調査委員会が設けられた。同年七月その第一回の会合において森田章三は養成所の現状並びに速記専門学校について説明しているが、その後しばしば会合が行われ、翌三月これが養成所制度調査委員会報告としてまとめられた。そこには制度、採用試験、標準符号、教授時間、学科目、研究科、教官の特殊研究等各方面につき一応の結論が出されている。これに基づきとりあえずその年の新学期から石川隆一（実務指導並びに形式一般）、水野春之助（用字知識）、三角治助（調査手引）、西来路秀男（速記録を中心とした内容の理解）、萩谷哲夫

（新聞知識電話速記）等が出講することになったのである。同委員会は翌十一年さらに養成所の拡張充実に關する報告をつくつた。そこには専任教職員問題とともに修業期間を三箇年とすることが取上げられ、学科目としては次のようなものが挙げられている。

速記実習 速記学 速記史 倫理学 論理学 心理学 法学通論 憲法 行政法 議院法 日本憲政史 経済原論 財政学概論 社会学概論 社会政策 哲学概論 政治学概論 科学概論 言語学 国語 漢文 地理 歴史 英語 独語 仏語 体操

これが一部実現されて昭和十二年四月の新入生より三年制度となり、同時に教養学科として一年に法律、漢文、英語、国語、二年に経済、法律、漢文、独逸語、国語、新聞、三年に財政、議院関係法規、仏蘭西語、国語が予定されたのである。なお貴族院速記練習所においても三年制度の点に關し種々研究されていたが、当時九月に新入生を募集していたため、この方は衆議院側より半年早く、昭和十一年九月より適用されることになったものである。

かくして長い間懸案の速記教育充実の問題が次第に実現されて来た。しかしこれを名実ともに専門学校とするためには速記そのものが専門学校令第一條にいう「高等の學術技芸」に該当するかどうかという問題が残されている。これに關してはすでに昭和十二年衆議院速記者養成所に研究部設置の要望が起り、次の二点を取上げていた。

一、速記文字の根本的研究と標準符号の確立

二、速記者教養体系の調査と教材の編纂

これが翌十三年には実現するとともに、同年衆議院速記課内に速記表彰会が設けられ、課員の速記一般に關する研究を促すことになった。

第二條 本会ハ會員ノ速記及速記ニ關係セル事項ノ研究業績ヲ表彰シ速記文化ノ向上ヲ図ルヲ以テ目的トス

これらはやがて速記そのものを対象に科学的研究の起る基盤をつくつた。こういう機運が、昭和十五年九月、衆議院速記課有志の速記学研究会をつくり上げたわけである。

第八章 最近の情勢

第一節 速記の科学的研究

昭和十五年九月に発足した速記学研究会は、翌十六年より實際活動に入つた。まず毎月一回例会を開いて研究発表を行うとともにそれを中心に懇談し、一方では「日本の速記」「衆速会報」「衆友会報」などに研究論文を載せた。それらの中には、野口芳夫「速記符号性質論」、手嶋史雄「速記学とはどんなものか」、武部良明「速記学の体系」などが見出される。その後貴族院速記課の有志にも同じような動きのあることから、両者を合体し、昭和十七年一月その第一回の会合を開いた。この年における主な研究発表には、次のようなものが挙げられる。

荒井庚子郎「日本語速記学体系試案」 鬼塚明治「書記運動と基本線」

野口芳夫「符号の靜態動態」 武部良明「日本語速記方式系統一覽」

例会その他の世話は三角治助が担当して広く一般速記關係者の來会を求め、ここによりやくその活動が活発になつたものである。

そこで翌十八年一月の例会において今後の方針が論ぜられたとき、「本年は速記学会設立を目標として準備的に進むこと」及び「年一回研究発表の單行本を出すこと」などが決められ、五月の例会には速記研究学会会則が定められた。

第二條 本会ハ速記ニ関スル科学的研究ヲ為シ速記文化ノ發展ニ寄與スルヲ以テ目的トス

これを達成するには、諸種の会合、機関誌その他の刊行、研究の奨励及び援助、その他が挙げられた。この年の研究発表には、西来路秀男「衆議院速記者養成所の標準符号について」、野口芳夫「技術論」、武部良明「方式研究と一般論との関係」などが見出される。なお速記表彰会の方は、さきに十五年五月「養成所用標準符号に関する研究」として西来路秀男に、「速記学建設に関する共同研究」として速記学研究会にそれぞれ研究費を出していたが、十八年五月には、前年十一月出版の「日本速記方式発達史」に対して武部良明を表彰する等、速記の科学的研究を奨励促進して来たわけである。

速記術が速記学に基づく技術でなければならぬという考え方は、古く明治時代において田鎖綱紀その他が称えており、大正に入つてからは荒浪市平その他によつて論ぜられたことである。松崎平策は昭和四年「日本の速記」に「速記者の進むべき道」なる論説を載せた際、これを次のようにたとえている。

医者が今日の地位を獲得せるは、実務家たる町医者の方ではない。研究家尊敬の風潮に促されて、医学研究に没頭する者が輩出した結果である。

そこに「速記をして一の科学としての体系を具へしむべく断じて行ふ」研究者が期待されたのである。

速記学において何を扱うかに関し、松崎はただ「基礎学として文法及日本文字学を選ぶ」と考えたが、これを列挙したのが木下謹三郎である。木下は昭和七年十月の五十周年記念全国速記者大会に「速記學術研究の中央機関設置の件」を提案し、次のような諸項目を挙げた。

書記科学の問題をはじめ心理学的研究、各式の比較検討、練習とは何ぞや、速記者の人的要素、事務能率の増進、速記文字の改良、ひいては速記の対象たる言語の方面、速記と器械の関係、世界速記界への進出提携、優秀な速記方式の発見、わが国速記文字の統一、さらに進展して国語国字問題への関。

昭和十三年石川隆一は「職業としての速記の再認識」において「学としての速記」と「職としての速記」とをわけて考えた。同年手嶋史雄は「速記の将来性の検討」において「速記の科学的研究による学としての速記」の必要を結論した。速記学研究会の行き方は、これらの一般論を具体的に促進しようとしたことになるのであり、速記という対象を把握し、それに対する研究方法を求め、体系的組織的研究へと出発したものである。

第二節 新研究の諸方式

昭和十五年、乙部泉三郎は泉式を発表し、長野において泉式速記講習会を開くとともに翌十六年「ひらがな速記術」及び「ひらがな速記術独習」を著わした。乙部はグレッグ式がビットマン式にドイツ系斜線派を取り入れて楢田派をつくつたのにセントを得、同じような立場を平がなの書記運動に求めた。

私が平仮名の分解線を以てその基本文字に採用したのは、平仮名の運筆が極めて流暢であり、吾々の手に書き馴れてゐると云ふ所に着眼した為である。（「ひらがな速記術独習」）

そこで熊崎系折衷派のA列の倍化によるオ列、イ列の倍化によるエ列に則り、各文字にあてる線は熊崎式及びグレッグ式を基礎に、回転運動を重んじた独自の画線体系を用いた。なおグレッグ式に準じて濁音文字と清音文字とをそれ／＼異なる線にしたが、諸表示法、同行縮字法その他は大体熊崎式の系統をひくものである。従つて「ひらがな速記」とは称するが、平がなそのものを用いるのではなく、平がなの書記運動を利用したものであり、その意味で岩村系かな速記とは別の系統に属する方式である。

昭和十八年青木茂作は、毎日新聞大阪聯絡部速記者養成所において速記教授を担当するにあたり、松崎平策の松崎式を改良して「毎日式速記術教範」二冊を著わし、これを教科書とした。松崎式は昭和十年「新聞之新聞」に解説を連載し翌十一年「速記早わかり」を著わし、翌十二年には日本速記学校でこれを教え、機関誌「速記文芸」を出す等種々活躍していたが、その主張するところは改良複画派であつた。

有楯文字は、楕円の方向が固定して居ると、綴字の際其の大部分が三劃以上の手数を要するが、楕円の方向を移動せしめるとすれば、其の大部分を二劃に運筆することが出来るから、速度上に於ては三劃や有圈のものと差等がないことになる。「速記早わかり」

すなわち、アイ二列は複画派のままとし、ウエ二列はイ列と反対側に小円のついた形その他とし、オ列は次字の頭端に小楕円がつくように改めていた。毎日式はこのオ列の行き方を廃し、従来の連綴母音符号及び有鉤線をもつてこれにかえ、その他「テ」「ヌ」等を單画化し、新形式の折衷派へと進めたものである。森卓明はその速記方式研究方針として次のような点を挙げていた。

速記法としては簡單なる字形に多くの音を表現すべく合理的短縮法を研究することを第一としなければならぬ。「超中根式速記者養成講座」

昭和十七年「日本の速記」に発表した「略画法の原理と其の応用」はこの方向に向つて「一文節一筆化」を目ざしたものであるが、これをさらに進めたのがいわゆる「表象法」である。

象は音又は意によつて綴字された「かたち」を意味する。表音又は表意によつて形成された字形からその音又は意にかかわらず簡單化を図る……例えば楷書から行書、行書から草書となるようなものである。「速記表象法講義」

昭和二十六年発行の「超中根式速記表象法字典」は、これを含めての最近の超中根式における單語の書き方を五十音順に集めたものである。

その他主なものを発表順に列挙すると、第一に岩村学はかな速記をさらに改良して「最新カナ速記法講義」六巻を書き、昭和十八年より日本実用速記学会の通信講義録とした。それは共有による連綴形の場合を一般に及ぼして「エ」「オ」「ケ」「シ」「セ」「ト」等を單画とし、連綴形にも種々の單画化を増すとともに、高頻度の漢字音系二音文字を新たにつくる等、多少とも高速度を目ざしたものである。第二に、石村善左を支部長とした中根式福岡支部の中根式速記研究会は、種々の観点から中根式を改良し、昭和二十四年これを「中根式二十四年式」と命名、月刊「中根福岡」を出すとともに諸種のプリントを著わし、福岡を中心にして普及に努めている。それは五十音表に有鉤線を採用して濃線を廃し、助詞法、インツクキ

法その他を实地の経験に基いて改良したものである。第三に米田好兼は、京都に米田速記研究所を開き実務の経験を基礎に改訂増補した熊崎式を教えていたが、その解説書として昭和二十四年「熊崎式發展日本語標準速記法」を著わした。それは新たに單面化または点面化されたツ列文字及び「テ」を併用することにも、同行縮字法の固定によるカ行文字、小田つきの二音文字アイ列及び一般高頻度二音文字、点面化された助詞などを設けたものである。第四に田鎖一は昭和十六年「五十一年式」を改良して「六十年式」としたが、さらに「六十七年式」を案出し、昭和二十五年これを「最新田鎖式日本速記法詳解」にまとめた。この方式は主として長男田鎖源一が速記文化クラブその他において教えているが、カタ阿行の方向をかえ、新たにイ列を單面とし、その他二音文字を豊富にする等若干の改良を施したものである。

第三節 速記関係の諸機械

昭和十五年、百瀬千代は「カナタイプライターニヨル速記ニツイテノ批判」なるパンフレットを著わした。現在カナタイプリストとして最高のスピード記録わ、シログネ社主催のカナタイプライター競技会で作つた松坂たまき氏の五〇二ストロークである……普通の人の演説わ大体四〇〇字位のものであるから、カナタイプライターなら充分速記できるわけである。

こういうやり方による速記の可能性は、すでに大正の末期岡一郎によつて指摘され、その後しばらく試験的に行われていたが、昭和十四年十月国語協会医学部会の講演会において初めて長時間試用した。その際

の各発言者の感想を集めたのが前記のパンフレットである。

スピーカーを使つて隣室でタイプすればよいという説もあつたが、そんな事を考える暇で無音にする事を考えるべきである。(確居龍太「カナタイプライター速記に対して」)

百瀬としては「多少の略語記号を考えれば完全な速記法とすることも決して難事ではない」とつけ加えている。しかしカナモジカイとしては、略字その他を加えての速記方式にまで發展させるよりも、速記したものがすぐそのまま誰にでも読めるという点を強調し、口述速記の面からその普及に努めたようである。

カナタイプが略字を避けたのに対し、タイプライターによる速記方式の組織へと進んだのが牧泰之輔である。牧はカナタイプよりも一般的な欧文タイプを用いることとし、昭和十八年「牧式タイプ速記法」を著わした。それは次のような五十音表を用いるものである。

- 一、ア列文字には各ローマ字つづりの子音の小文字をあて、オ列文字はその大文字とする。
- 二、イ列文字の「キ」「シ」「ニ」「リ」、ウ列文字の「ク」「ツ」「フ」、エ列文字の「ケ」「セ」「テ」、「ン」は関係ローマ字一字をもつてあてて、他は普通のローマ字つづりとする。

すなわち、五十音表四十四字中十一字は二ストロークであるが、他は一ストロークとなつてゐる。これを基礎に濁音は同じ行き方とし、拗音及び諸表示法の打ち方を定め、高頻度の略字を整備し、速記方式としての体系を整えたものである。

これよりさきローマ字会を中心に欧米系ステノタイプの研究が行われていた。これに関しては昭和十六

年「ローマ字世界」に緒方富雄「ステノタイプの話」があり、川上晃はその実用化を目ざし、国語速記用の機械とそのキイの用い方とを考案した。昭和二十五年佐伯功介との共著になる「日本ステノタイプ」はこれを解説したものである。それは左右対照の二十二のキイによりタッチメソッドで印字するが、そのキイすべてを一度に印字すると一列に「YTHKSAJOTK※INOJASKHTY」となる。

ステノタイプでは一語を一打ちにする。例えば「顔」という語を速記するには KAO の三つのボタンを一度に打つ。すると紙の上には KAO と表われる。押したボタンから指をはなせば、紙は自動的に送られる。(解説文)

川上はこういう方法で同時に左手で一音節、右手で一音節、さらに両親指による「KIN」で漢字音系尾音その他を表わすようにし、他に助詞、助動詞、高頻度の略字等の打ち方を定め、これを速記方式としてまとめたのである。

昭和二十四年一月一日施行の刑事訴訟規則には次のような条文が現われた。

第四十條 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問については、速記者にその問答を筆記させ、又は録音装置を使用してこれを録取させることができる。

第四十七條 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問及び訴訟関係人の陳述については、第四十條の規定を準用する。

檢察官、被告人又は弁護人は、裁判長の許可を受けて、前項の規定による処置をとることができる。

ここに裁判所は速記及び録音機を取上げることになった。最高裁判所としては速記研究費を獲得して一般速記事情を調査するとともに、その研究項目の一つとして前記川上のステノタイプに注目した。川上は書記官研修所の速記研究室において昭和二十五年よりステノタイプによる速記練習生の指導を行い、あわせてその研究の完成に努力しているわけである。

速記関係の機械としては、このほかに文字電送機、録音機、及びタイプライターがある。第一の文字電送機は写真電送機の系統を引くものであるが、昭和二十二年上野伊三郎によつてテープ式の装置いわゆる「ヘル」へと発展した。これは新聞通信関係において電話速記と併用されるに至つたものである。第二の録音機については、昭和十五年わが国でも永井健三により磁気録音の研究が完成していた。製品としては昭和二十三年日本電気がワイヤレコーダーを製作したのに始まり、その後テープ式のものも東京通信工業で製造され、裁判所その他において録取に用いられている。第三のタイプライターについては、漢字の使用制限、横書きの採用等と相まち、マツダ和文タイプを初め日本タイプ、菅沼タイプなどにも小型にして能率的な機械が生れるようになった。速記する立場でこれらの機械をいかに利用し合理的能率的な職務ができるようにするかは、今後に残された課題の一つとなるものである。

第四節 速記界の現状

戦争がはげしくなるとともに速記学研究会は中絶のやむなきに至つたが、終戦後同じような趣旨で昭和

二十一年衆議院速記課の有志によつてつくられたのが、速記研究室である。

目的 速記事務に関する総合的調査及び速記技術に関する科学的研究を行い、もつて速記文化発展のために積極的に働く。

この研究室は、二十一年より二十二年にわたり、三角治助「日本速記年表」、武部良明「ステノグラフィ・イン・ジャパン」その他の速研パンフレット約二十冊を出し、公務としての衆議院速記者養成所における速記研究の基礎となつたものである。また昭和二十一年十一月に発表された当用漢字表及び現代かなづかいは、平がなの採用とともに同年の第九十一議會より速記録に適用され、両院速記課はこの新事態に対処するため、用字例の画期的改変に進んだ。衆議院速記課では、昭和十五年の新版を基礎にとりあえず暫定案で進んだが、昭和二十六年日本速記協会発行「會議録用字の手引き」は、広く全国地方議會関係者の要望にもこたえ、これを整理調整したものである。

これより先、昭和十七年、行政簡素化にともない両院速記技手の定員は、貴族院が六十二人に衆議院が七十六人に減らされた。また男子の補充に女子をあてることになり、昭和十九年に採用、翌二十年の第七十六議會から女子速記者も執務していた。これが昭和二十二年五月、新憲法の施行による新国会への移行に際し、種々の影響を受けたわけである。第一に、議院事務局法によつて速記士は国会職員の副参事に、速記技手は同主事に移行し、その後二十三年、副参事はすべて参事となつた。第二に両院事務局の事務分掌規程によつて速記課は各記録部に昇格し、その仕事はそれ／＼二課一所の分担するところとなつた。そ

れとともに、速記者出身の初代課所長として、衆議院の方は速記第一課長に三角治助、同第二課長に水元重行、速記者養成所長に西来路秀男、参議院の方は速記課長に山田到、速記者養成所長に入内島修一がそれ／＼任命されている。第三に、技能手当は給與ベースの向上にもかかわらずそのまま放置されていたが、二十二年五月より増額され、七月以降月額七百五十円となり、二十三年新給與制度に移行の際、これを本俸に繰入れることとなつた。その後、職階制の施行にともない、速記記録員として一級から五級までが認められたものである。

速記教育という立場では、まず両院速記者養成所の拡張を挙げることができる。すなわち、新国会への出発は議事量の増大をともない、ここに速記者の大増員を必要とした。そこで昭和十九年以來の男女共学をそのまま残し、衆議院速記者養成所は昭和二十二年ただちに五十名を入所、参議院速記者養成所は翌二十三年より六十名を入所させる等の緊急養成に移つた。この際の衆議院側の用いた速記方式は、昭和十七年よりイ列を單面化して来た衆議院式であり、二十五年西来路秀男著「衆議院式標準速記法原理」はこれを解説したものである。参議院側は二組にわけ各担任教官が各自の方式を教えたが、畑田明は昭和二十四年より單面化した新方式を教え、その完成が期待された。一方では民間における速記教育も盛んとなり、田鎖式、熊崎式、中根式、牧式、超中根式、早稻田式、国字式等、戦前の優秀方式はいずれも復興し、あるいは直接教授にあるいは通信教授に活躍している。また新学制の施行にともなつて新制高校商業科の選択科目として速記が入り、社会教育の振興につれ成人学校の科目に速記が取入れられる等、一般の速記教

育も一段と広げられた。これに対し、両院の速記者養成所は昭和二十四年より入学資格を新制高校卒に引上げ、翌二十五年より戦時中以来の繰上げ卒業を廃して三年制度にもどす等、速記者養成及び速記研究の最高機関として、その態勢を整えて来たものである。

昭和二十四年一月、日本速記協会はしばらく中絶していた「日本の速記」を復刊し、各流派を超越した速記者の団体としての任務を果たすため、再出発することになった。

第三條 本会は、速記を通じて日本文化の進展に寄與しあわせて全日本速記者及び速記関係者の親和をはかることを目的とする。

技術試験は昭和十一年以来毎年行われて来たが、その後低速度の奨励試験及び高速度の高度試験を加えるようになり、二十五年これが「日本速記協会速記技術試験要綱」にまとめられた。

検定試験 A級三二〇〇字 B級二九〇〇字 C級二六〇〇字

奨励試験 甲級二三〇〇字 乙級二〇〇〇字

同時に定められた「日本速記協会最高速記技術競技会要綱」は、二十二年に出版した日本速記連盟の最高技術競技会を受継ぎ、二十四年度より日本速記協会が施行したものである。そのほか日本速記協会は、前記「会議録用字の手引き」を初め、「国会速記作業の実態及び作業強度に関する調査報告」「地方議会速記事務及び待遇調査」「議会における発言について」等速記一般に関するものを出版し、また昭和二十四年九月を第一回に地方議会速記者打合会を行い、二十六年にはこれを全国議事記録員会議に進展させる等、

広く速記界全般の向上発展に努めているものである。



昭和二十七年二月一日印刷
昭和二十七年二月五日発行
(非売品)

東京都千代田区永田町・参議院内

日本速記協会

電話霞ヶ関(58)〇一三一
振替東京五三五八三